

寄居町障害者計画
第4期寄居町障害福祉計画
(平成27年度～平成29年度)

(案)

平成26年12月

寄居町

目次

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格及び位置づけ	1
3 計画期間	2
4 計画の策定体制	2
5 計画の推進体制	2
第2章 障害者の現状と関連制度	
1 人口の見通し	3
2 障害者数	5
3 「福祉に関するアンケート調査」の実施	12
4 関連制度の動向	23

第2部 障害者計画

第1章 障害者計画の基本理念と基本方針	
1 基本理念	28
2 基本方針	29
第2章 障害者計画の施策展開	
1 重点的な取り組み	30
2 障害者計画の達成状況と施策展開	31
Ⅰ 障害の発生予防・早期発見	31
Ⅱ 自立の促進	44
Ⅲ 総合的な支援体制の確立	59

第3部 第4期障害福祉計画

第1章 障害福祉計画の基本的な考え方	
1 これまでの障害福祉計画と第4期障害福祉計画	65
2 障害福祉サービス利用者の見通し	66
第2章 平成29年度における数値目標等	
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	67
2 入院中の精神障害者の地域生活への移行	68
3 福祉施設から一般就労への移行	68
4 就労移行支援事業の利用者数	69
第3章 障害福祉サービス見込量	
1 障害者総合支援法等に基づくサービス内容	70
2 指定障害福祉サービス見込量	74
3 地域生活支援事業見込量	78

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国は、障害のある人も地域で安心して暮らせる社会、地域の一員としてともに生きる社会作りを目指して、障害者福祉サービスをはじめとする障害福祉施策に取り組んでいます。

平成15年4月に、身体障害・知的障害の福祉サービスにおいて、行政による「措置」から、利用者が自らサービスを選択し、事業者との「契約」においてサービスを利用する「支援費制度」の導入により、福祉サービス提供の仕組みが変わりました。平成18年4月には、精神障害を含めた3障害の一元化や利用者本位のサービス体系への再編により、障害者が地域社会の構成員として自立した生活を営める社会の実現を目指し「障害者自立支援法」が施行され、市町村障害福祉計画の策定が義務付けられました。また、平成23年8月には障害者基本法が改正されました。

平成24年6月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、障害者自立支援法は、平成25年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)となりました。

このような状況の中、本町では、平成24年3月に平成24年度から平成26年度を計画期間とする「寄居町障害者計画・第3期寄居町障害福祉計画」を策定し、「地域の中でともに暮らし、活躍できるまちづくり」の実現に向けて各種の施策を展開してきました。

このことから、国の動向と県の取り組みの方向性を的確に捉え、障害者が地域で安心して自立した生活を送り、個性を活かして地域で交流・活動できる環境をつくることを目指し、平成27年度から平成29年度の「寄居町障害者計画・第4期寄居町障害福祉計画」を策定するものです。

2 計画の性格及び位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく町の「障害者のための施策に関する基本的な計画」となる「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条に規定された「障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」となる「障害福祉計画」を一体的に策定するものです。

国及び県が策定した関連計画や、町の基本計画及びその他町が策定した各計画などとの整合・連携を図りながら、障害者施策を総合的かつ計画的に推進します。

3 計画期間

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。ただし、今後の制度改革の動向や社会情勢の変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとする。

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
寄居町 障害者 計画							平成24～26年			平成27～29年		
寄居町 障害福祉 計画	第1期計画			第2期計画			第3期計画			第4期計画		

4 計画の策定体制

計画課題を整理するため、平成26年7月に、町内在住の手帳所持者（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）の約半数の方を無作為に抽出し「福祉に関するアンケート調査」を行い、障害者の生活状況やサービスの利用状況・今後のサービスの利用意向などを把握しました。

5 計画の推進体制

本町は、本計画に定める施策の進捗状況の把握及び効果の確認等を、庁内の関係部署において定期的に行うとともに、障害者や障害者団体、事業者、関係機関等と協議・意見交換を行いながら、本計画を着実に推進します。

さらに、「大里地域自立支援協議会」からの意見や報告とともに、障害者団体、事業者、関係機関等との協議・意見交換等も計画の策定・見直しに反映させていきます。

第2章 障害者の現状と関連制度

1 人口の見通し

本町の総人口(外国人含む)は、年々減少傾向にあり、ピーク時の平成13年3月31日においては38,542人でしたが、平成26年10月1日現在の総人口は35,312人であり、今後も自然減・社会減により減少することが見込まれます。

年齢別の構成をみると、64歳以下の人口は減少しているものの、65歳以上の高齢者の人口は増加しています。平成26年10月1日現在の高齢者が占める割合は、27.9%となり、今後もさらなる高齢化とともに少子化や労働人口の減少が進むものと予測されます。

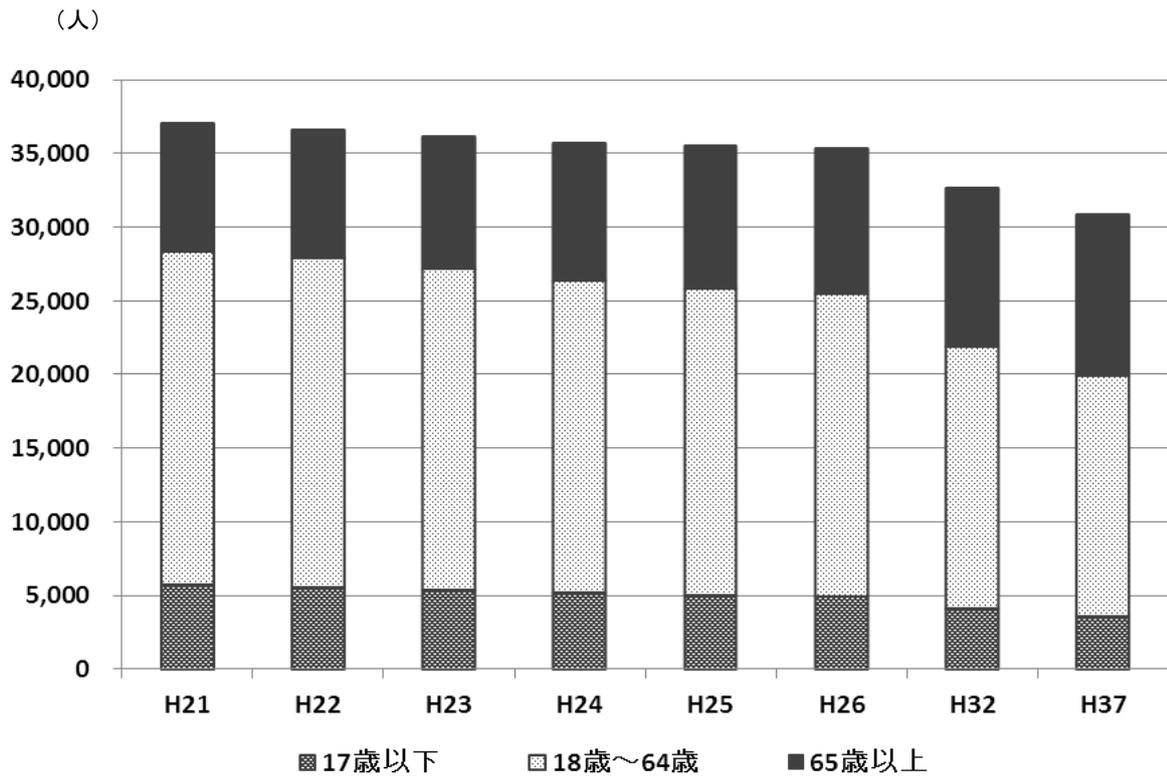
人口の推移と将来推計

年度	実績値						推計値	
	21	22	23	24	25	* 26	32	37
総人口(人)	37,001	36,583	36,134	35,672	35,470	35,312	32,662	30,887
65歳以上	8,642	8,715	8,948	9,307	9,697	9,857	10,766	11,012
構成比	23.4%	23.8%	24.8%	26.1%	27.3%	27.9%	33.0%	35.7%
18歳～64歳	22,655	22,350	21,877	21,231	20,822	20,589	17,824	16,321
構成比	61.2%	61.1%	60.5%	59.5%	58.7%	58.3%	54.6%	52.8%
17歳以下	5,704	5,518	5,309	5,134	4,951	4,866	4,072	3,554
構成比	15.4%	15.1%	14.7%	14.4%	14.0%	13.8%	12.5%	11.5%

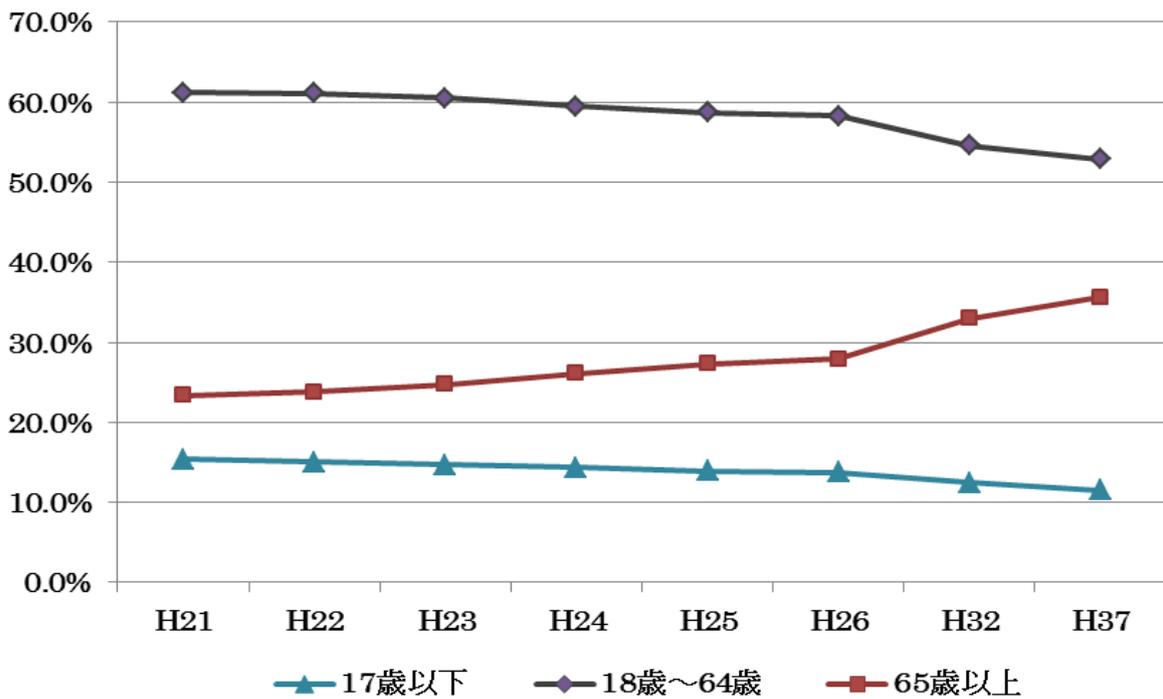
* 各年度末現在の総人口(外国人含む)。平成26年度は10月1日現在。

平成32年度・37年度は国立人口問題研究所(平成25年3月推計)資料。

年齢別人口構成の人口推移



年齢別人口構成の割合推移



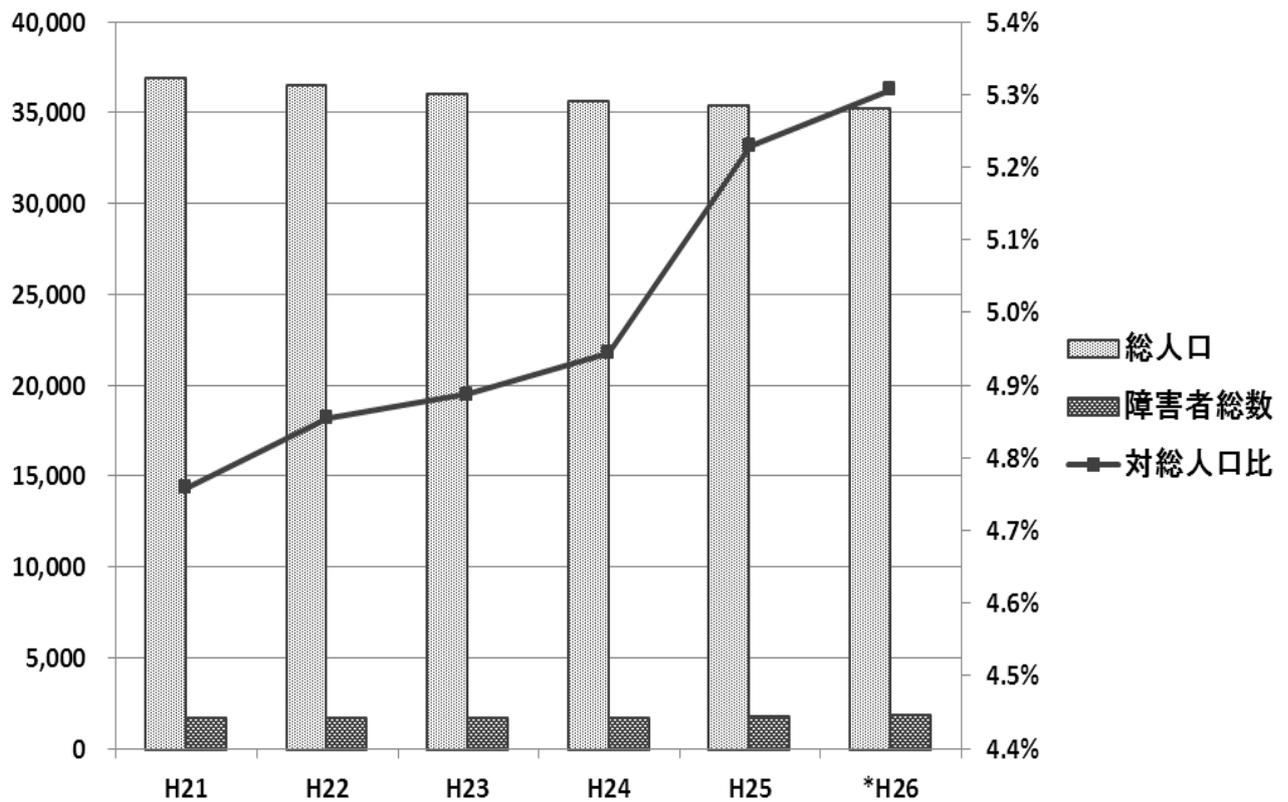
2 障害者数

人口減少・高齢化が進む中で、障害者手帳所持者数は増加傾向にあります。特に精神障害者保健福祉手帳の所持者数が増加しています。

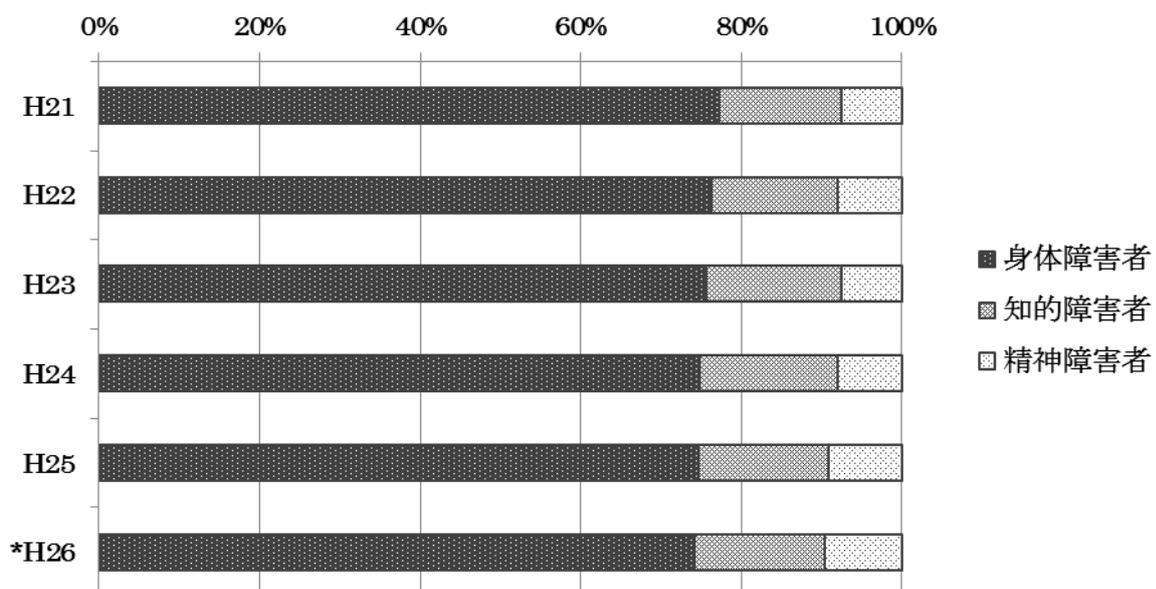
年度	21	22	23	24	25	* 26
総人口	37,001	36,583	36,134	35,672	35,470	35,312
出現率	4.8%	4.9%	4.9%	4.9%	5.2%	5.3%
障害者総数	1,761	1,776	1,766	1,764	1,855	1,874
身体障害者	1,360	1,353	1,335	1,320	1,385	1,389
構成比	77.2%	76.2%	75.6%	74.8%	74.7%	74.1%
知的障害者	267	281	299	302	302	306
構成比	15.2%	15.8%	16.9%	17.1%	16.3%	16.3%
精神障害者	134	142	132	142	168	179
構成比	7.6%	8.0%	7.5%	8.0%	9.1%	9.6%

* 各年度末現在。平成26年度は10月1日現在。

障害者手帳所持者総数の年次推移



障害者手帳別構成の推移



(1) 身体障害者手帳の等級別所持者数（平成26年10月1日現在）

身体障害者手帳の等級別交付状況の内訳をみると、1級が470人と最も多く33.8%となっています。重度障害者である1級・2級を合わせると、680人で49.0%となりほぼ半数となります。

年齢別交付状況を見ると、18歳から64歳までが388人で27.9%、65歳以上は973人で70.1%となっています。

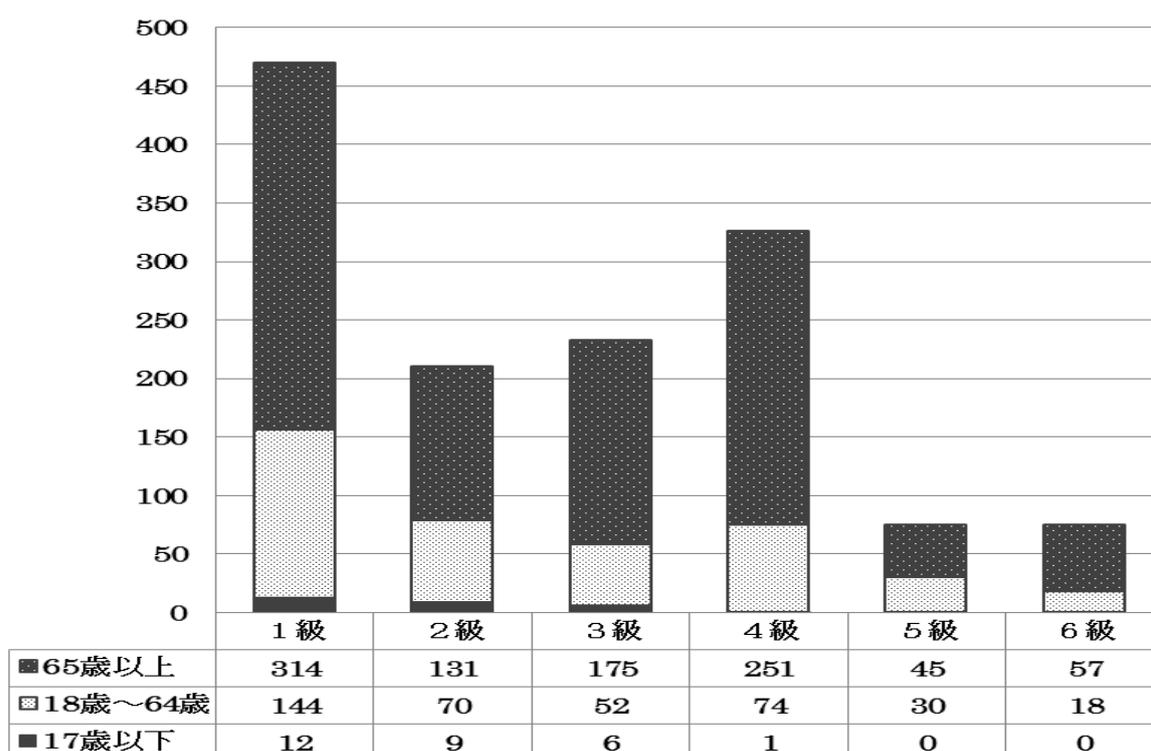
65歳以上で1級・2級の高齢重度障害者は445人となり32.0%を占めます。

障害種類別交付状況を見ると、肢体不自由が770人で55.4%と過半数を超え、内部障害が29.2%となります。

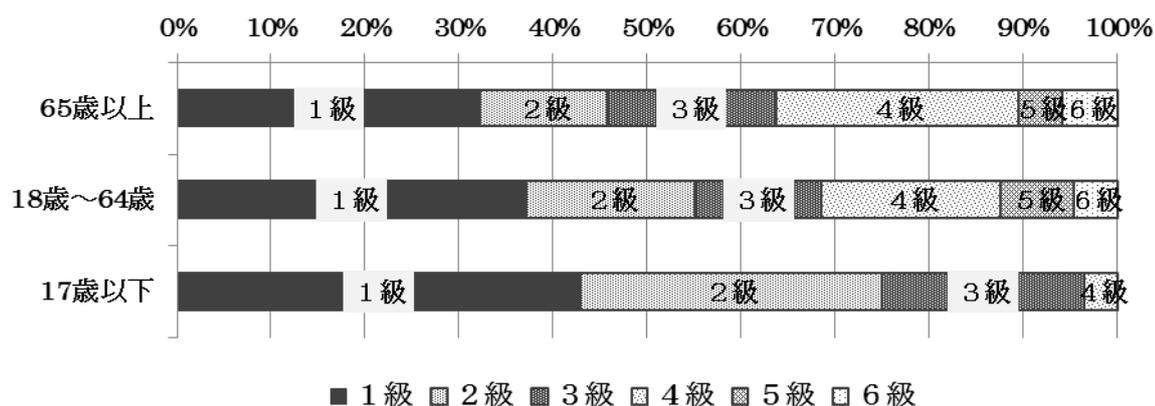
65歳以上で肢体不自由の手帳をお持ちの方は529人となり38.1%、内部障害は21.2%を占めます。

身体障害者手帳の等級別所持者数（平成26年10月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数	構成比
65歳以上	314	131	175	251	45	57	973	70.1%
18歳～64歳	144	70	52	74	30	18	388	27.9%
17歳以下	12	9	6	1	0	0	28	2.0%
総数(人)	470	210	233	326	75	75	1,389	
構成比	33.8%	15.1%	16.8%	23.5%	5.4%	5.4%		100.0%

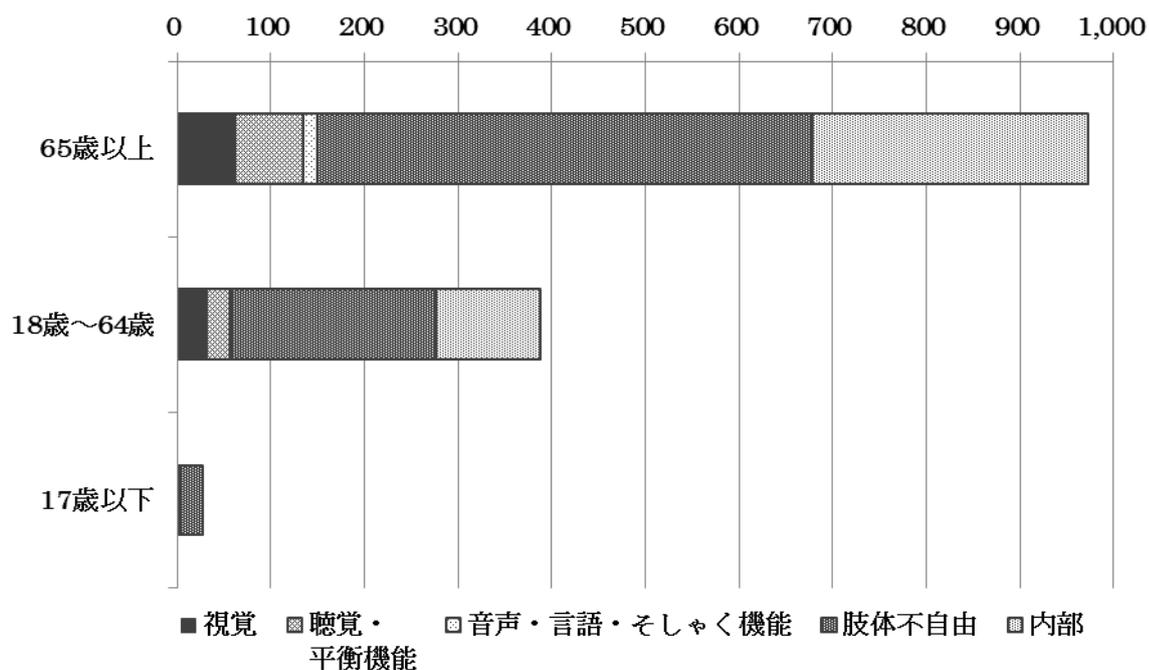


身体障害者手帳の年齢別所持者数



身体障害者手帳の障害種類別所持者数(平成 26 年 10 月 1 日現在)

区分	視覚	聴覚・ 平衡機能	音声・言語・ そしゃく機能	肢体 不自由	内部	総数	構成比
65歳以上	62	73	15	529	294	973	70.1%
18歳～64歳	31	25	3	217	112	388	27.9%
17歳以下	1	3	0	24	0	28	2.0%
総数(人)	94	101	18	770	406	1,389	
構成比	6.8%	7.3%	1.3%	55.4%	29.2%		100.0%

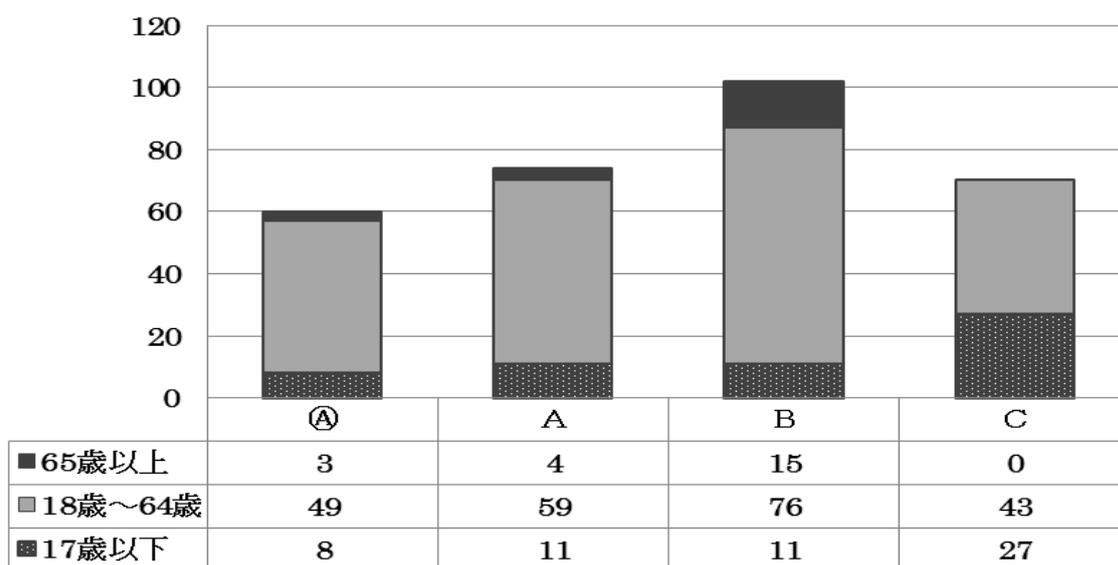


(2) 療育手帳の等級別所持者数（平成26年10月1日現在）

療育手帳の等級別交付状況の内訳をみると、B(中度)が102人と最も多く33.3%となっています。次いでA(重度)が74人で24.2%となっています。

年齢別交付状況をみると、18歳から64歳が227人で74.2%、17歳以下が57人で18.6%を占めています。

区分	㊤	A	B	C	総数	構成比
65歳以上	3	4	15	0	22	7.2%
18歳～64歳	49	59	76	43	227	74.2%
17歳以下	8	11	11	27	57	18.6%
総数	60	74	102	70	306	
構成比	19.6%	24.2%	33.3%	22.9%		100.0%

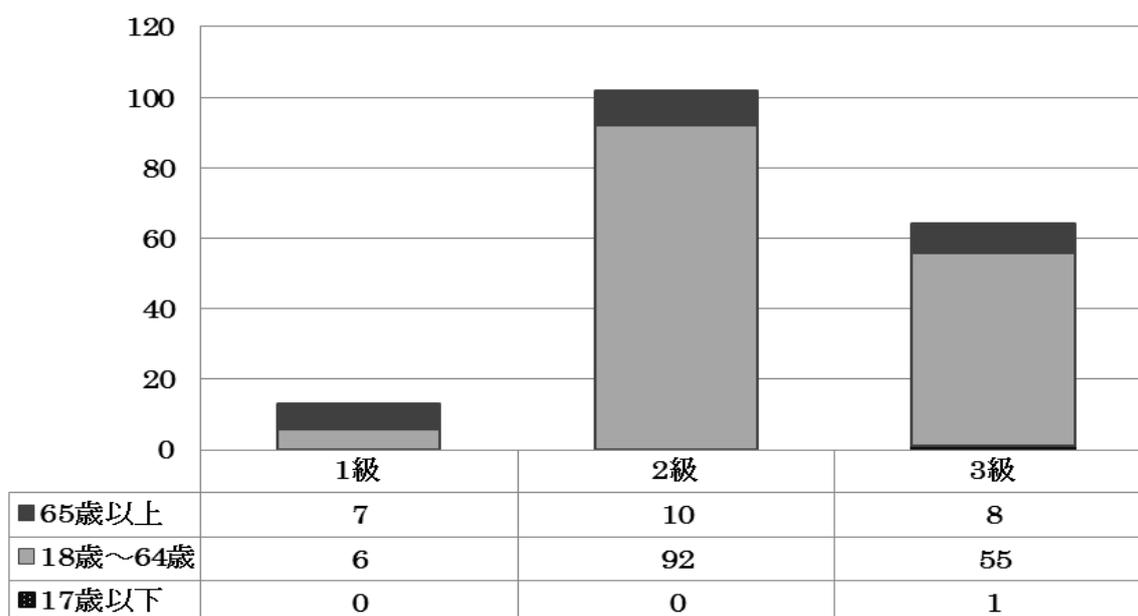


(3) 精神障害者保健福祉手帳の等級別所持者数（平成26年10月1日現在）

精神障害者保健福祉手帳の等級別交付状況の内訳をみると、2級が102人と最も多く57.0%を占めています。次いで3級が64人で35.8%となっています。

年齢別交付状況を見ると、18歳から64歳が153人で85.5%を占めています。

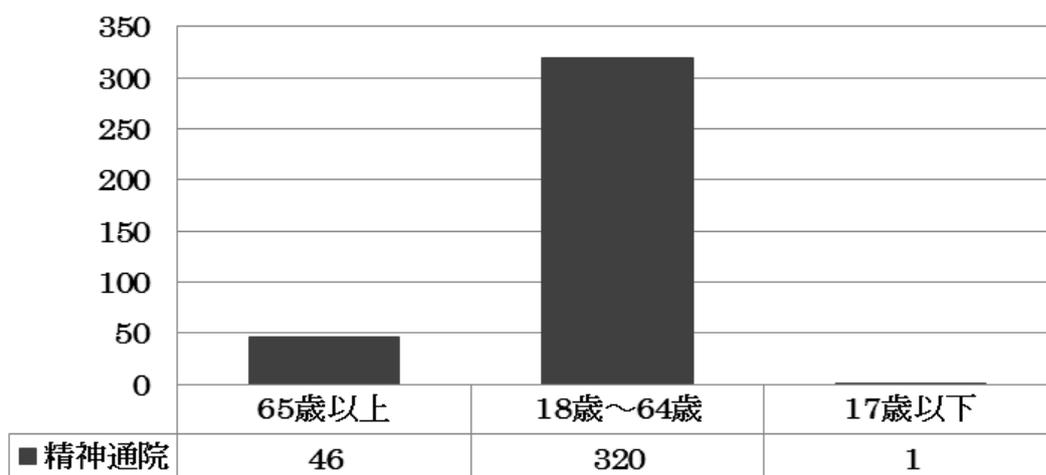
区分	1級	2級	3級	総数	構成比
65歳以上	7	10	8	25	14.0%
18歳～64歳	6	92	55	153	85.5%
17歳以下	0	0	1	1	0.6%
総数(人)	13	102	64	179	
構成比	7.3%	57.0%	35.8%		100.0%



(4) 自立支援医療受給者証(精神通院用)の受給者数 (平成26年10月1日現在)

自立支援医療受給者証(精神通院用)の年齢別受給者数をみると、18歳から64歳が320人で87.2%を占めています。

区分	精神通院	構成比
65歳以上	46	12.5%
18歳～64歳	320	87.2%
17歳以下	1	0.3%
総数(人)	367	100.0%



3 「福祉に関するアンケート調査」の実施

(1) 調査の概要

「福祉に関するアンケート調査」は、町内在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者の約半数の方を対象に実施し、生活の状況やサービスの利用状況、利用意向などを調査しました。

回収数は473人、有効回収率は54.6%となっています。

今回の調査で自由記載欄の記入数は122人、記入率は25.8%となっています。

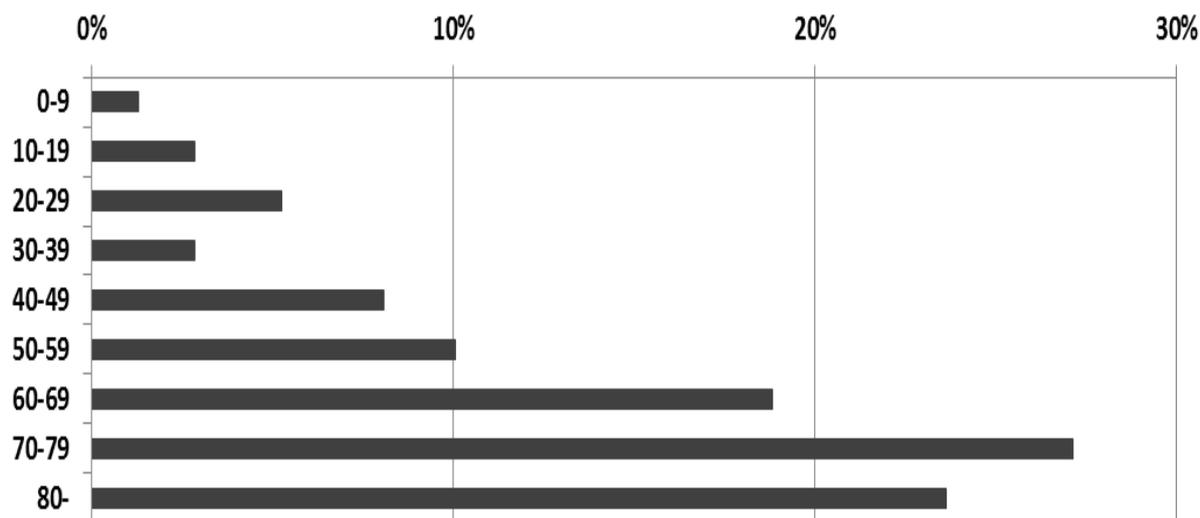
なお、本文及び図表内の数値の構成比は、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

調査の内容と方法

区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者
調査対象	身体障害者手帳所持者（町内在住）の約半数	療育手帳所持者（町内在住）の約半数	精神障害者保健福祉手帳所持者（町内在住）の約半数
配布数	659人	137人	84人
	880通－14通（他区分との重複）＝866通		
調査方法	郵送配布・回収		
調査期間	平成26年7月1日～31日		
回収数	473人		
回収率	54.6%		
自由記載欄記入数	122人		
自由記載欄記入率	25.8%		

(2) 主な調査結果

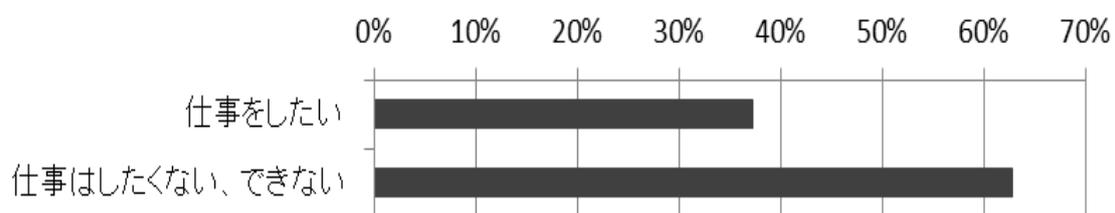
- ① アンケート回答者の年齢別割合は、70-79歳代が最も多く27.1%、次に80歳以上が23.6%となり、合わせて50.7%と回答者の5割強となっています。60-69歳代の18.8%を含めると、60歳以上の合計割合は69.5%となり、回答者の7割弱を占めています。



平成26年7月1日現在

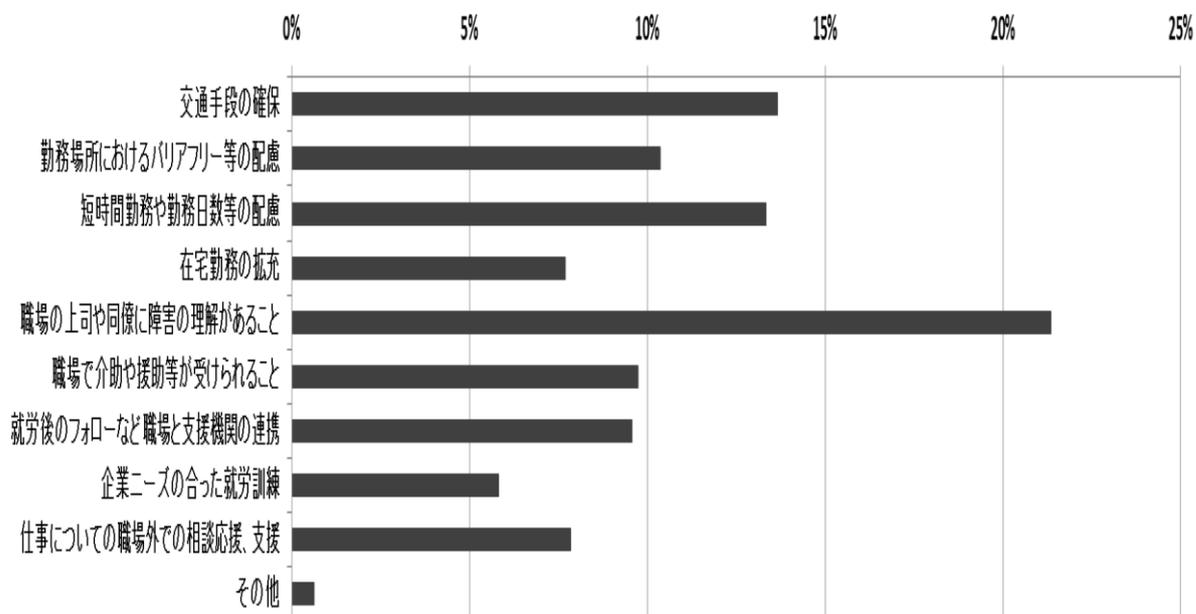
年齢	計	構成比
0-9 歳	6	1.3%
10-19 歳	13	2.8%
20-29 歳	24	5.3%
30-39 歳	13	2.8%
40-49 歳	37	8.1%
50-59 歳	46	10.1%
60-69 歳	86	18.8%
70-79 歳	124	27.1%
80 歳以上	108	23.6%
合計 (人)	457	100%

② 収入を得る仕事をしていない18～64歳の方の今後について、「仕事はしたくない、できない」111人、「仕事をしたい」66人となっています。



項目	計	構成比
仕事をしたい	66	37.3%
仕事はしたくない、できない	111	62.7%
合計 (人)	177	100%

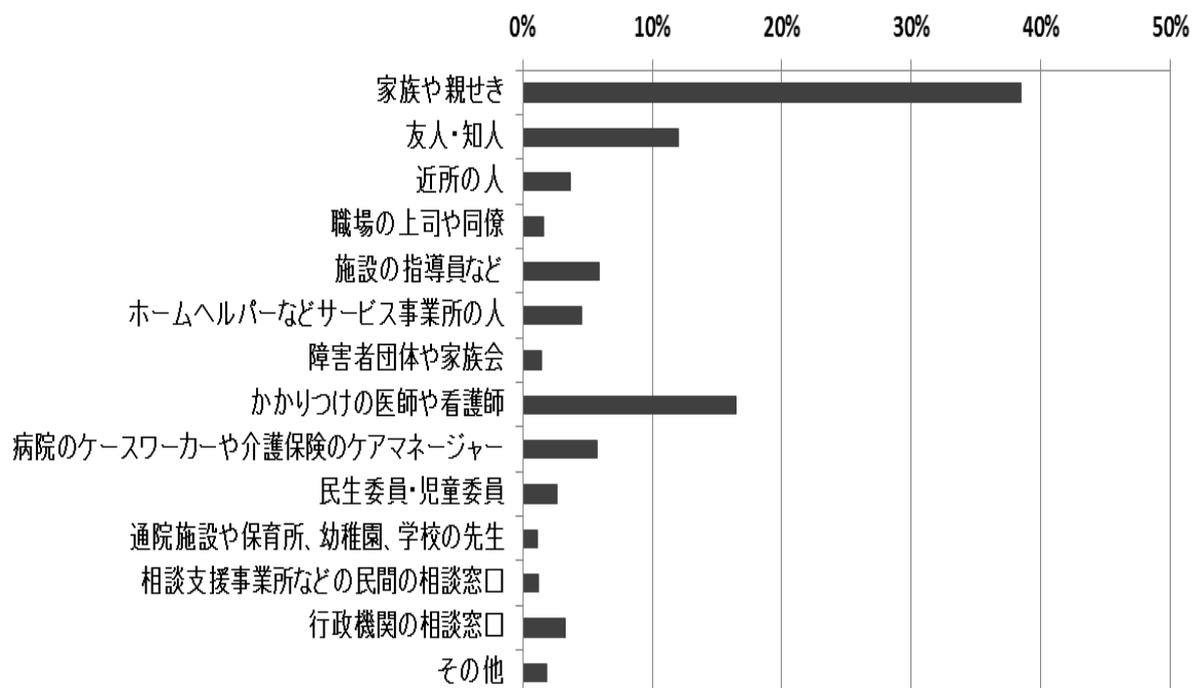
③ 障害者の就労支援に必要なものとして、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」136人と最も多く、次に「交通手段の確保」87人、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」85人となっています。



(複数回答)

項目	計	構成比
交通手段の確保	87	13.7%
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	66	10.4%
短時間勤務や勤務日数等の配慮	85	13.3%
在宅勤務の拡充	49	7.7%
職場の上司や同僚に障害の理解があること	136	21.4%
職場で介助や援助等が受けられること	62	9.7%
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	61	9.6%
企業ニーズに合った就労訓練	37	5.8%
仕事についての職場外での相談応援、支援	50	7.8%
その他（軽作業などの仕事内容、利用しやすい就労支援制度等）	4	0.6%
合計（人）	637	100%

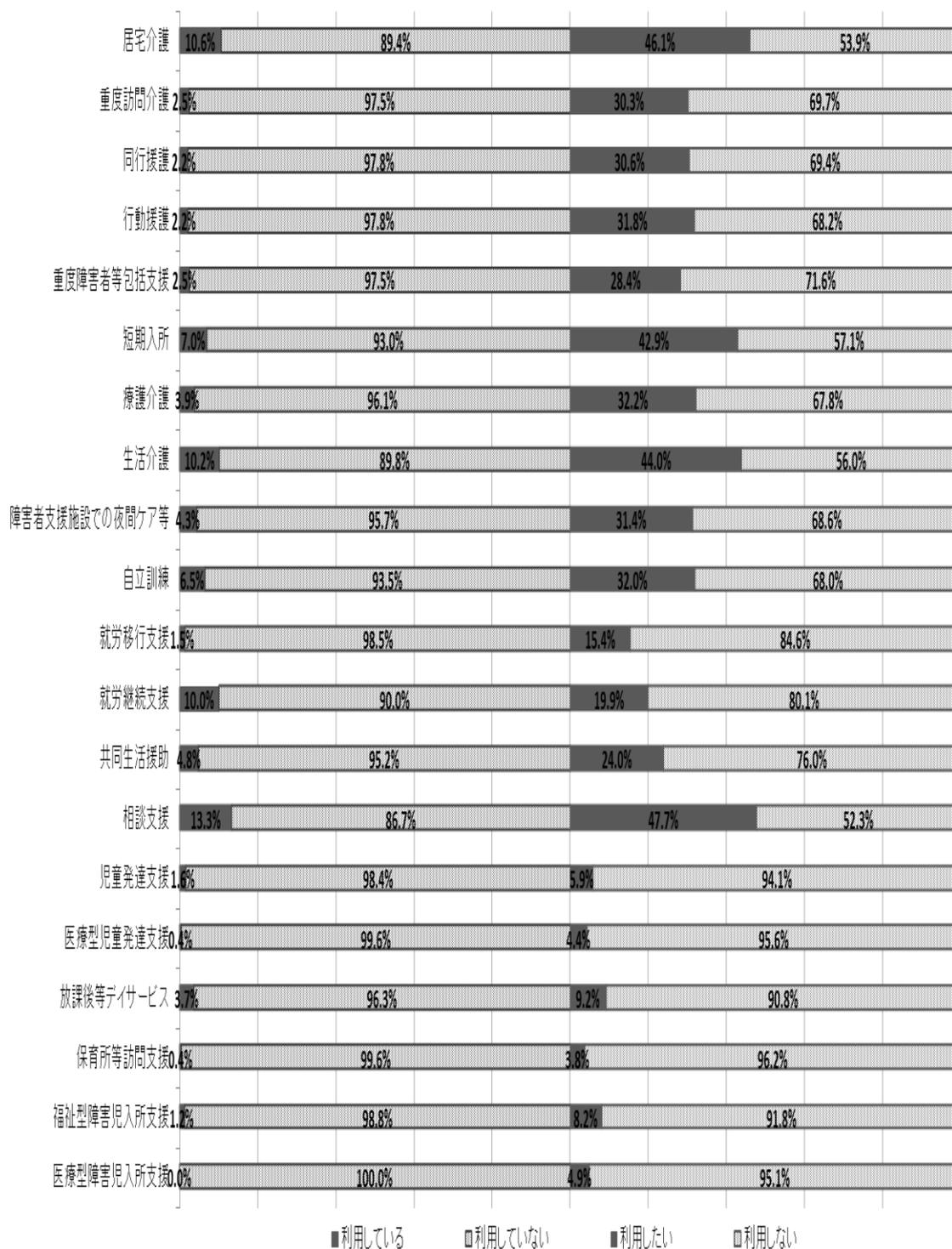
④ 悩みや困った時の相談相手として、「家族や親せき」337人が最も多く、次に「かかりつけの医師や看護師」144人、「友人・知人」105人となっています。



(複数回答)

項目	計	構成比
家族や親せき	337	38.5%
友人・知人	105	12.0%
近所の人	32	3.7%
職場の上司や同僚	14	1.6%
施設の指導員など	52	5.9%
ホームヘルパーなどサービス事業所の人	40	4.6%
障害者団体や家族会	13	1.5%
かかりつけの医師や看護師	144	16.4%
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	50	5.7%
民生委員・児童委員	23	2.6%
通院施設や保育所、幼稚園、学校の先生	10	1.1%
相談支援事業所などの民間の相談窓口	11	1.3%
行政機関の相談窓口	29	3.3%
その他(学校の先生・ジョブコーチ、相談しない、相談出来ない等)	16	1.8%
合計(人)	876	100%

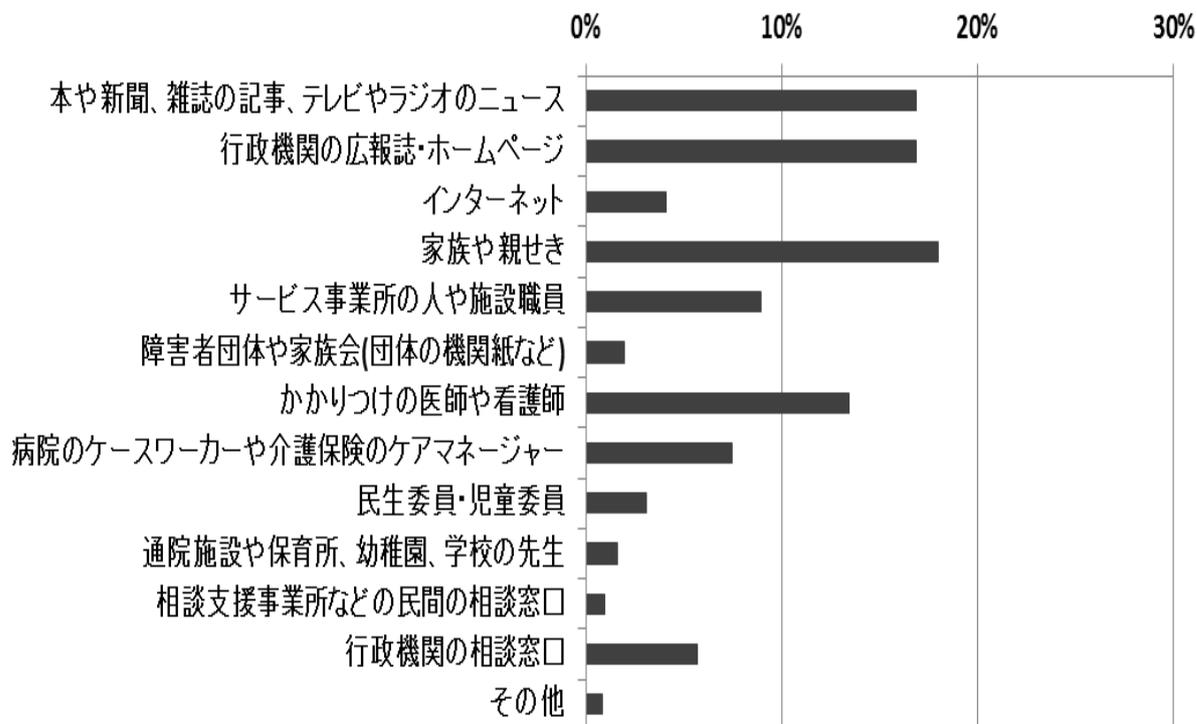
- ⑤ 障害者福祉サービスの利用者数について、多いものから、現在利用しているサービスは「相談支援」36人、「居宅介護（ホームヘルプ）」32人、「生活介護」29人、「就労継続支援」27人となっており、今後利用したいサービスは「居宅介護（ホームヘルプ）」113人、「短期入所」100人、「生活介護」「相談支援」各95人となっています。



(現在と今後について両方に回答)

サービス名	現在					今後				
	利用している		利用していない		合計 (人)	利用したい		利用しない		合計 (人)
	計	構成 比(%)	計	構成 比(%)		計	構成 比(%)	計	構成 比(%)	
居宅介護 (ホームヘルプ)	32	10.6	270	89.4	302	113	46.1	132	53.9	245
重度訪問 介護	7	2.5	276	97.5	283	67	30.3	154	69.7	221
同行援護	6	2.2	270	97.8	276	67	30.6	152	69.4	219
行動援護	6	2.2	272	97.8	278	69	31.8	148	68.2	217
重度障害者 等包括支援	7	2.5	269	97.5	276	61	28.4	154	71.6	215
短期入所 (ショートステイ)	20	7.0	266	93.0	286	100	42.9	133	57.1	233
療護介護	11	3.9	271	96.1	282	68	32.2	143	67.8	211
生活介護	29	10.2	256	89.8	285	95	44.0	121	56.0	216
障害者支援 施設での 夜間ケア等	12	4.3	265	95.7	277	66	31.4	144	68.6	210
自立訓練 (機能訓練 ・生活訓練)	18	6.5	259	93.5	277	64	32.0	136	68.0	200
就労移行 支援	4	1.5	268	98.5	272	30	15.4	165	84.6	195
就労継続 支援 (A型・B型)	27	10.0	242	90.0	269	38	19.9	153	80.1	191
共同生活援 助(グループ ホーム)	13	4.8	260	95.2	273	47	24.0	149	76.0	196
相談支援	36	13.3	234	86.7	270	95	47.7	104	52.3	199
児童発達 支援	4	1.6	246	98.4	250	11	5.9	174	94.1	185
医療型児童 発達支援	1	0.4	245	99.6	246	8	4.4	175	95.6	183
放課後等デ イサービス	9	3.7	237	96.3	246	17	9.2	167	90.8	184
保育所等 訪問支援	1	0.4	242	99.6	243	7	3.8	176	96.2	183
福祉型障害 児入所支援	3	1.2	239	98.8	242	15	8.2	169	91.8	184
医療型障害 児入所支援	0	0.0	238	100.0	238	9	4.9	173	95.1	182

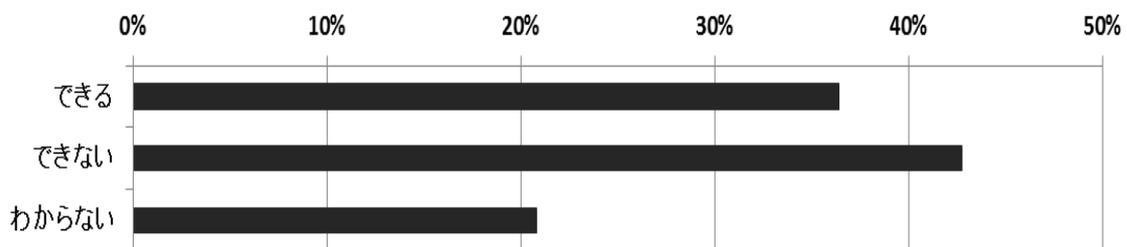
⑥ 福祉サービスなどに関する情報の入手先について、「家族や親せき」145人と最も多く、次に「本や新聞等」「行政機関の広報誌等」各136人、「かかりつけの医師や看護師」108人となっています。



(複数回答)

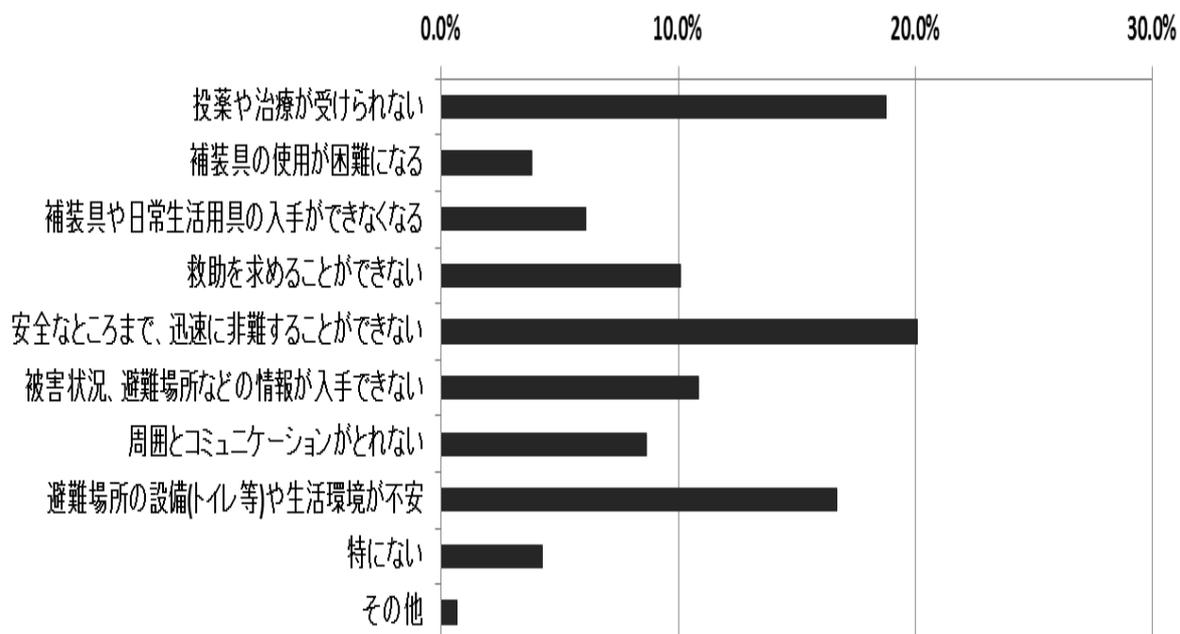
項目	計	構成比
本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	136	16.9%
行政機関の広報誌・ホームページ	136	16.9%
インターネット	33	4.1%
家族や親せき	145	18.0%
サービス事業所の人や施設職員	72	8.9%
障害者団体や家族会(団体の機関紙など)	16	2.0%
かかりつけの医師や看護師	108	13.4%
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	60	7.5%
民生委員・児童委員	25	3.1%
通院施設や保育所、幼稚園、学校の先生	13	1.6%
相談支援事業所などの民間の相談窓口	8	1.0%
行政機関の相談窓口	46	5.7%
その他(わからない、知識がない等)	7	0.9%
合計(人)	805	100%

⑦ 地震等の災害時に一人で避難できるかについて、「できない」と回答した方が189人と最も多く、「できる」161人、「わからない」92人となっています。



項目	計	構成比
できる	161	36.4%
できない	189	42.8%
わからない	92	20.8%
合計（人）	442	100%

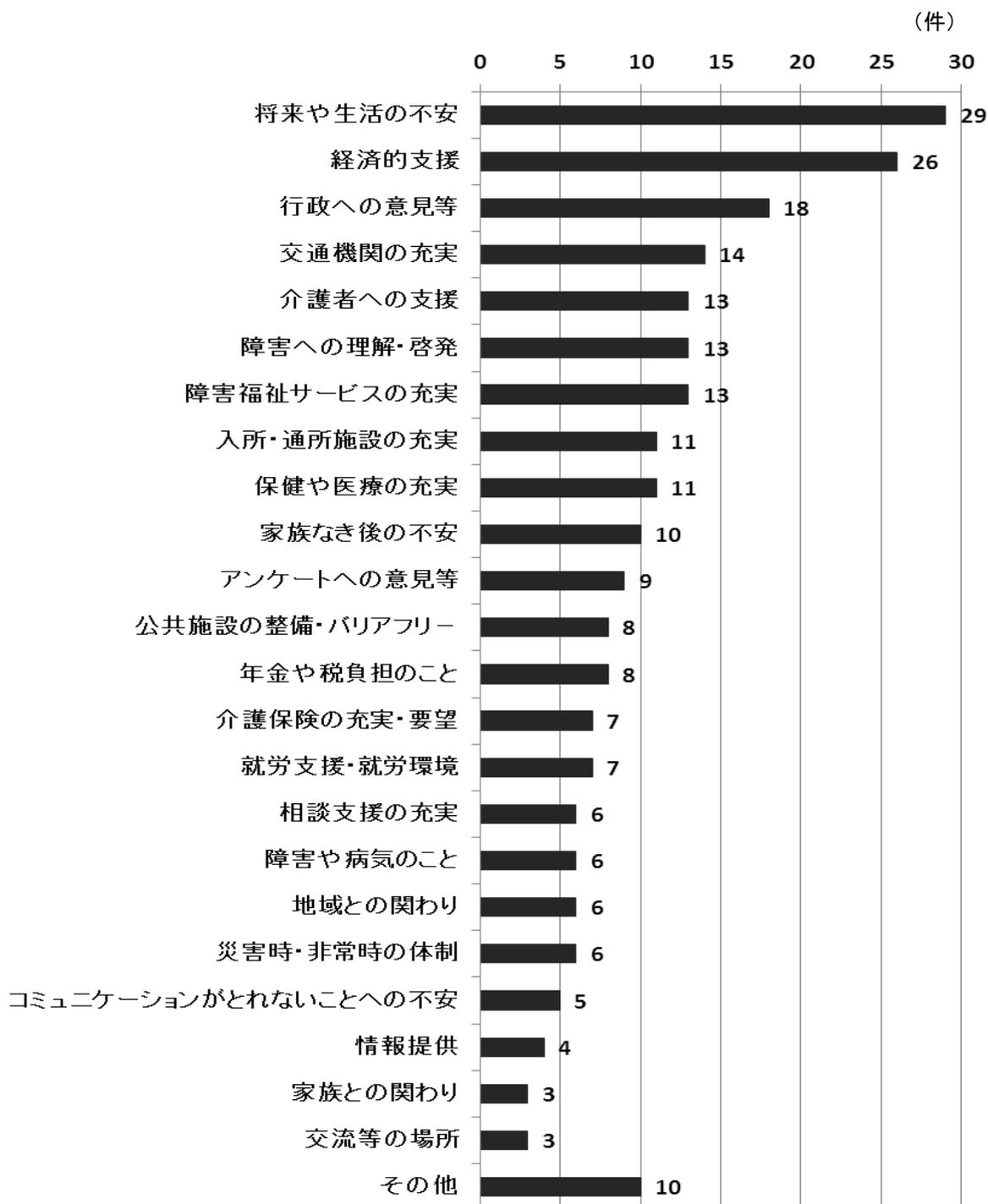
⑧ 災害時に困ることについて、「安全なところまで、迅速に非難することができない」241人、「投薬や治療が受けられない」225人、避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」200人となっています。



(複数回答)

項目	計	構成比
投薬や治療が受けられない	225	18.8%
補装具の使用が困難になる	46	3.8%
補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	73	6.1%
救助を求めることができない	121	10.1%
安全なところまで、迅速に非難することができない	241	20.1%
被害状況、避難場所などの情報が入手できない	130	10.8%
周囲とコミュニケーションがとれない	104	8.7%
避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安	200	16.7%
特にない	51	4.3%
その他(一人での不安、障害への理解への不安、まだわからない等)	8	0.7%
合計(人)	1,199	100%

⑨ 自由記載欄ではアンケート回答者の25.8%に当たる122人の方から記入があり、現在困っていることや心配ごとについて多岐にわたっているため、項目ごとにまとめました。「将来や生活の不安」が最も多く29件、次に「経済的支援」26件、「行政への意見等」18件、「交通機関の充実」14件となっています。



4 関連制度の動向

(1) 障害者基本法

障害者基本法の一部を改正する法律が平成23年8月5日に公布され、一部を除き同日に施行されました。この改正で、障害者の定義が見直されるとともに、新たな規定が追加されました。

① 目的規定の見直し(第1条関係)

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的としています。

② 障害者の定義の見直し(第2条関係)

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁(障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと明記されました。

③ 地域社会における共生社会の実現(第3条関係)

障害者が社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加すること、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと、言語その他の意思疎通、情報の取得又は利用のための手段に選択の機会が確保されること。

④ 差別の禁止、合理的配慮の必要性(第4条関係) 新設

障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならないこと。

⑤ 共生教育(第16条関係)

可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮すべきこと。

⑥ 療育(第17条関係) 新設

障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならないこと。

⑦ 防災及び防犯(第26条関係) 新設

障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならないこと。

⑧ 消費者としての障害者の保護(第27条関係) 新設

障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供その他必要な施策を講じなければならないこと。

⑨ 選挙等における配慮(第28条関係) **新設**

法律又は条例の定めるところにより行われる選挙, 国民審査又は投票において, 障害者が円滑に投票できるようにするため, 投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならないこと。

⑩ 司法手続における配慮等(第29条関係) **新設**

障害者が, 刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となった場合又は裁判所における民事事件等の当事者などになった場合において, 障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため, 個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮すべきこと。

(2) 障害者総合支援法

平成24年6月に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、従来の障害者自立支援法は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)となりました。

① 目的・基本理念

目的規定において、「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、障害者総合支援法の目的の実現のため、障害福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うこととなりました。また、平成23年8月の障害者基本法の改正を踏まえ、新たな基本理念が法律に規定されました。

② 障害者の範囲の見直し

障害者自立支援法では、支援の対象が身体障害者、知的障害者、精神障害者(発達障害者を含む)に限定されていましたが、障害者総合支援法では難病の患者が対象として加えられました。

③ 障害支援区分への名称・定義の改正

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして「障害支援区分」へと改正されました。

特に、知的障害及び精神障害の区分の制定にあたり、適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとされています。

④ 障害者に対する支援の見直し

障害者の高齢化・重度化に対応するとともに、住み慣れた地域における住まいの場の確保の観点から、「共同生活介護(ケアホーム)」は「共同生活援助(グループホーム)」に一元化されました。

「重度訪問介護」は、これまでは重度肢体不自由者が対象のサービスでしたが、新たに重度の知的障害者及び精神障害者も利用可能となりました。「地域移行支援」につきましては、これまでは施設に入所している障害者及び精神科病院に入院している精神障害者が対象のサービスでしたが、「地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者」も対象に追加されました。

⑤ 地域生活支援事業の見直し

市区町村が行う地域生活支援事業の必須事業に新たな事業として、意思疎通支援を行う者(手話奉仕員)の養成、障害者に対する理解を深めるための研修・啓発を行う事業などが追加されました。

都道府県が実施する地域生活支援事業の必須事業としては、意思疎通支援を行う者のうち、特に専門性の高い者(手話通訳者、要約筆記者、触手話及び指点字を行う者)を養成し、または派遣する事業などが追加されました。

⑥ 施行期日

上記のうち、①②⑤が平成25年4月1日から、③④が平成26年4月1日からそれぞれ施行。

(3) 障害者虐待防止法

障害者を虐待から守り、養護者に必要な支援を行うために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が平成24年10月1日に施行されました。

① 目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

② 定義

- ・ 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- ・ 「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、使用者による障害者虐待をいう。
- ・ 障害者虐待の類型は、身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5つ。

③ 虐待防止施策

- ・ 障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- ・ 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。
- ・ 就学する障害者、保育所等に通う障害児及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関管理者に義務付ける。

④ 虐待対応の窓口

障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」や「都道府県障害者権利擁護センター」の設置。

(4) 障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が制定されました(施行は一部の附則を除き平成28年4月1日)。

① 目的

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

② 概要

- ・国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。
- ・差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- ・行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。
- ・相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障害を理由とする差別を解消するための支援措置。

③ 障害を理由とする差別

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明(知的障害等により本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできる。)があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮(筆談や読み上げなど)を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

④ 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の禁止

・国の行政機関・地方公共団体等

不当な差別的取扱いが禁止されます。障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。(法的義務)

・民間事業者(個人事業者、NPO等の非営利事業者も含む)

不当な差別的取扱いが禁止されます。障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。(努力義務)

(5) 障害者優先調達推進法

この「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」は、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めたものです。

同法は、平成24年6月20日に成立、同月27日に公布され平成25年4月1日から施行されました。

① 目的

障害のある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要です。このためには、障害者雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することも必要であるとの観点から、これまで障害者就労施設等へ仕事の発注に関し、民間企業をはじめ国や地方公共団体等において様々な取組が行われてきました。

この法律は、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進することを目的に制定されました。

② 概要

- ・国は、障害者就労施設等からの物品等の基本方針を定めること。
- ・各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎年度、国の基本方針に即して、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、実績を公表すること。
- ・地方公共団体(都道府県、市町村)及び地方独立行政法人は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、調達の実績を公表すること。
- ・国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって、法定障害者雇用率を満たしている事業者等に配慮するなど、障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。また、地方公共団体及び地方独立行政法人は、国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めること。

第2部 障害者計画

第1章 障害者計画の基本理念と基本方針

1 基本理念

障害者が地域の中でともに暮らし、活動できるまちづくり

障害者基本法では、すべての人が人権を持っているという考え方に基づいて、障害があってもなくても分けられず、一人ひとりを大切にする社会をつくるために、自立や社会参加の支援等のための施策を推進することを目的にしています。

障害者が地域で安心して自立した生活を送り、その人らしくその個性を活かして地域で活動し、交流できる環境づくりを目指します。

2 基本方針

本計画では、町の後期基本計画の下、平成24年度から平成26年度に策定した町の障害者計画の考え方を引き継ぎ、以下の3点を基本方針とします。

I 障害の発生予防・早期発見

(1) 保健対策の充実

(2) 安全対策の強化

(3) 障害の早期発見・治療、訓練環境の充実

II 自立の促進

(1) 生活基盤の確保

(2) 生活支援の充実

(3) 暮らしやすいまちづくり

III 総合的な支援体制の確立

(1) マネジメント体制の強化

(2) 災害時要援護者への支援

第2章 障害者計画の施策展開

1 重点的な取り組み

本計画では、「基本方針」の実現に向けて、積極的な取り組みにより事業を推進していく必要がある次の3つを、引き続き重点的な取り組みとして掲げました。

(1) 就労支援体制の強化充実

障害者の「就労」は生活の糧を得ることだけでなく、「社会参加」の最たるものとしても大きな意味を持っています。

アンケート調査では、4割弱の方が「仕事をしたい」と回答し、また、障害者の就労支援に必要なだと思うことは、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が一番多い回答でした。

本町では平成24年2月に「寄居町障害者就労支援センター」を設置し、同年9月に開設された「よりいジョブセンター」を含むハローワーク熊谷や、近隣の障害者就業・生活支援センター等と連携を取り支援していきます。

そして就職後も安定して就労を継続していくための、職場における就労定着支援体制の充実を図ります。

(2) 交流機会の充実と相談支援の提供体制の確保

本町では、障害者の健康増進と自立の促進を図ることを目的に、平成24年4月に「寄居町障害者交流センター」を設置し、地域活動に参加するための施設として交流の促進を図っています。また、これに合わせ精神障害者相談支援事業の出張窓口を同センターに開設しました。

アンケート調査では、相談相手として「家族や親せき、友人・知人」が多数を占め、「かかりつけの医師や看護師」が次に多い回答でした。障害者が地域において自立した生活を営めるよう、障害福祉サービス提供体制を確保するとともに、サービスを必要としている人に情報を提供し、適切なサービス利用につながるよう、気軽に相談できる相談支援体制の充実に努めます。

(3) 災害時要援護者への支援

平成23年3月に起きた東日本大震災を経験し、障害がある人に配慮した防災体制の整備が大きな課題となりました。

アンケート調査でも、「災害時に一人で避難出来ない、避難出来るかわからない」が6割強を占め、また災害時に困ることとして「安全なところまで、迅速に避難することができない」との回答も多く寄せられており、災害時における要援護者へのさらなる対策が求められています。

本町では、東日本大震災の教訓などを踏まえ、平成23年11月に関係機関と連携した防災訓練を実施し、以後毎年「寄居町総合防災訓練」として自主防災組織などの地域住民組織と、消防や警察、自衛隊等の防災関係機関などが自助・共助・公助の大規模災害への連携を確認し、訓練を行っています。

災害時や緊急時における緊急通報体制を充実させ、民生委員・児童委員と連携し、障害者

が安心して暮らせるよう支援します。

2 障害者計画の達成状況と施策展開

障害者計画の達成状況の評価を行い、それを踏まえて、平成27年度～平成29年度の施策を展開します。

なお、平成25年度(実績)中の評価凡例は下記の表になります。

評価の凡例	計画上回る	計画どおり	計画下回る	未実施	廃止	見直し
	◎	○	▽	■	×	◆

I 障害の発生予防・早期発見

基本方針	施策	事業
(1)保健対策の充実	(i)成人保健の充実	①健康診査・検診の充実
		②健康相談・教室の充実
		③精神保健の強化
(2)安全対策の強化	(i)交通安全対策の強化	①交通安全意識の醸成
		②交通安全環境の整備
(3)障害の早期発見・治療、訓練環境の充実	(i)母子保健の充実	①健康診査・健康相談の充実
		②事後指導の充実
	(ii)早期療育体制の充実	①障害児通所支援の充実
		②障害児保育の充実
		③就学支援体制の充実
		④障害児教育の充実
	(iii)訓練環境の充実	①訓練等給付
②教育訓練等環境の充実		

(1) 保健対策の充実

障害の要因となる疾病の予防と早期発見とともに、成人保健の充実を図り、健康相談、健康教育などの充実に努めます。また、ストレス社会の中で増加する精神障害の発生に対しては、早期治療と社会復帰などを促進するための相談事業等を展開し、精神保健に関する情報の提供に努めます。

(i) 成人保健の充実

事業名	① 健康診査・検診の充実			
事業内容	・各種検診を通して、疾病の予防や早期治療へつなげることに努める。			
活動	特定健康診査・健康診査			担当課等 保険年金課
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度 平成 27 年度～29 年度
	医療保険者で実施(特定健康診査・特定保健指導)	▽	・特定健康診査受診者数 2,112 人(28.2%) ・特定保健指導終了者数 52 人(19.3%)	現計画どおり継続 ・平成 25 年度の実績を基に活動継続。40～50 代の受診率が低いため、この世代を中心に受診勧奨を行い充実を図る。
活動	健康診査			担当課等 健康福祉課
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度 平成 27 年度～29 年度
	町で実施	○	医療保険のない人(生活保護等)及び若年の健康診査を実施	現計画どおり継続 ・平成 25 年度の実績を基に活動継続。
活動	各種検診			担当課等 健康福祉課
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度 平成 27 年度～29 年度
	町、深谷市大里郡医師会メディカルセンターで実施	○	がん検診(胃・大腸・肺・子宮頸がん・乳がん)、肝炎ウイルス検診、結核検診をメヂカルセンターに委託、また、女性がん、大腸がんは個別クーポン式も合わせて実施 ※骨粗しょう症検診は台風のため中止	現計画どおり継続 ・40～50 代の受診率が低いため、この世代を中心に受診勧奨を行い充実を図る。

事業名	② 健康相談・教室の充実				
事業内容	・生活習慣病を予防するため、拠点方式による健康相談と健康教室を実施。				
活動	健康相談			担当課等 健康福祉課	
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	
	70 回/年	▽	52回/年 健康相談(保健センター・役場・各地区)、シニア健康塾	現計画どおり継続	
活動	健康教室			・平成 25 年度の実績を基に内容の充実を図る。	
	活動指標	平成 25 年度(実績)			平成 26 年度
	15 回/年	◎	184回/年(イベント的なもののみでは65回)イベント・教室・講演会、シニア健康塾、ふるさと健康体操、寄ってんべえ健康塾		現計画どおり継続

事業名	③ 精神保健の強化				
事業内容	・精神保健福祉普及週間にちなみ、広報誌で「心の健康」をPR。				
	・心の相談は月 1 回、保健センターで保健師が実施。				
活動	心の健康に対する啓発			担当課等 健康福祉課	
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	
	広報誌に掲載 1 回/年	◎	広報誌に掲載 1 回/年 自殺予防普及啓発パネルの展示	現計画どおり継続	
活動	心の健康相談			・統合失調症、躁うつ病、アルコール依存症、認知症、高次脳機能障害などの精神疾患と精神保健福祉サービスについての普及・啓発を図る。ただし、相談は増加傾向、また困難化の傾向があるため、随時対応を行う。	
	活動指標	平成 25 年度(実績)			平成 26 年度
	1 回/月	○	1 回/月		現計画どおり継続

(2)安全対策の強化

交通事故による障害の発生を予防するため、町民の交通安全意識を高めるとともに、道路環境の交通安全対策を強化します。

(i)交通安全対策の強化

事業名	① 交通安全意識の醸成				
事業内容	・交通安全意識を高めるため、ライフステージに応じて各種交通安全教室や、まちぐるみで交通安全運動を実施。				
活動	小学校新入生交通安全教室			担当課等	指導班
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	平成 27 年度～29 年度
	1 回／年	○	1 回／年	現計画どおり 継続	・平成 25 年度の実績を基に 活動継続。
活動	小学校 3 年生自転車安全教室				
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	
	1 回／年	○	1 回／年	現計画どおり 継続	
活動	中学生交通安全教室				
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	
	1 回／年	○	1 回／年	現計画どおり 継続	
活動	中学校 1 年生自転車反射材配布				
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	
	1 回／年	○	1 回／年	現計画どおり 継続	
活動	入学式・始業式等交通安全指導				
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	
	7 回／年	○	7 回／年	現計画どおり 継続	
活動	教師・保護者による立哨指導				
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	
	2 回／年	○	2 回／年	現計画どおり 継続	

交通安全ポスターの作成				<p>・平成 25 年度の実績を基に活動継続。</p>	
活動	活動指標	平成 25 年度(実績)			平成 26 年度
	1 回/年	○	1 回/年		現計画どおり継続
交通安全作文の作成					
活動	活動指標	平成 25 年度(実績)			平成 26 年度
	1 回/年	○	1 回/年		現計画どおり継続
児童の安全委員会による活動					
活動	活動指標	平成 25 年度(実績)			平成 26 年度
	1 回/年	○	1 回/年		現計画どおり継続
二輪車安全教室					
活動	活動指標	平成 25 年度(実績)			平成 26 年度
	1 回/年	○	1 回/年		現計画どおり継続
高齢者世帯訪問					担当課等
					生活環境課
活動	活動指標	平成 25 年度(実績)			平成 26 年度
	1 回/年	○	1 回/年(9 月 25 日~12 月 14 日に実施)		見直し
交通安全街頭キャンペーン					
活動	活動指標	平成 25 年度(実績)			平成 26 年度
	4 回/年	○	4 回/年(四半期毎に実施)	現計画どおり継続	
交通安全映画の視聴					
活動	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	
	1 回/年	○	1 回/年	現計画どおり継続	
シートベルト等着用キャンペーン					
活動	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	
	1 回/年	○	1 回/年	現計画どおり継続	
				<p>・平成 25 年度の実績を基に活動継続。ただし、平成 26 年度から高齢者交通安全対策は、高齢者世帯訪問に代わり高齢者集会での啓発活動を行う予定。</p>	

活動	新成人交通安全キャンペーン			担当課等	生涯学習課
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	平成 27 年度～29 年度
	1 回／年	○	成人式で啓発リーフレット(生活環境課作成)配布	現計画どおり継続	・現計画どおり継続
活動	保育所交通安全教室			担当課等	子育て支援課
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	平成 27 年度～29 年度
	1 回／年	○	6 月の保育参観時に併せて実施	現計画どおり継続	・現計画どおり継続

事業名	② 交通安全環境の整備				
事業内容	・カーブミラー等の交通安全施設の整備とともに、歩行者の安全を守る歩車道分離を拡大。				
活動	交通安全施設			担当課等	建設課
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	平成 27 年度～29 年度
	順次整備	○	13 基	現計画どおり継続	・平成 25 年度の実績を基に活動の充実を図る。
活動	歩車道分離延長			現計画どおり継続	
	活動指標	平成 25 年度(実績)			
	26,900m	◎	28,816m		

(3) 障害の早期発見・治療、訓練環境の充実

乳幼児期の障害を早期発見・治療するため、母子保健と障害児保育の充実を図り、健やかに成長できるよう環境づくりを進めます。障害児教育については、保護者の障害に対する理解を深めるとともに、児童・生徒一人ひとりの障害の特性に応じた効果的な指導を進めます。成年期では障害者総合支援法による訓練等給付や地域生活支援事業の充実に努めます。

また、これらを取り巻く教育訓練体制については、国・県の機関との連携を強化し充実に努めます。

(i) 母子保健の充実

事業名	① 健康診査・健康相談の充実				
事業内容	・発達段階の節目で、乳幼児の異常の早期発見に努めるため各種健康診査を充実。				
活動	4～5か月健康診査			担当課等 健康福祉課	
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	
	6 回/年	○	6 回/年	現計画どおり継続	
活動	10 か月健康診査			・平成 25 年度の実績を基に活動継続(ただし、10 か月健康診査は、健康相談として継続)。乳幼児の発育・父母の心配などに注意深く接することを大切に、また、育児ストレスや虐待などへのアンテナにもなっている重要事業。	
	活動指標	平成 25 年度(実績)			平成 26 年度
	6 回/年	○	6 回/年		現計画どおり継続
活動	1 歳 6 か月健康診査				
	活動指標	平成 25 年度(実績)			平成 26 年度
	6 回/年	○	6 回/年		現計画どおり継続
活動	3 歳児健康診査				
	活動指標	平成 25 年度(実績)			平成 26 年度
	12 回/年	○	12 回/年		現計画どおり継続
活動	すくすく相談(乳幼児健康相談)				
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	
	6 回/年 6	○	6 回/年	現計画どおり継続	

事業名	② 事後指導の充実				
事業内容	・経過観察が必要な乳幼児や育児に不安をもつ保護者に対し、個別・集団的な指導を実施。				
活動	ことばの相談室			担当課等	健康福祉課
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	平成 27 年度～29 年度
	12 回／年	◎	15 回／年	現計画どおり継続	・ことばの相談室・うんどうの相談室については、委託先のスタッフ派遣が確保できるかが懸案事項であるが、乳幼児の発育を促し、父母の不安を軽減するためにも活動継続。 ・母子通園教室については、乳幼児の発育を促し、父母の不安を軽減するためにも活動継続。
活動	うんどうの相談室				
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	
	6 回／年	○	6 回／年	現計画どおり継続	
活動	母子通園教室（チューリップ教室）				
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	
	23 回／年	○	22 回／年	現計画どおり継続	

(ii) 早期療育体制の充実

事業名	① 障害児通所支援の充実				
事業内容	・自立支援給付の日中活動支援。				
	・障害児を対象に日常生活での基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練を実施。				
活動	児童発達支援			担当課等	健康福祉課
	放課後等デイサービス				
活動	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	平成 27 年度～29 年度
	利用者 8 人 80 人日／月 → 利用者 26 人 338 人日／月	◎	児童発達支援 利用者 11 人、13 人日／月	現計画どおり継続	・法改正により、平成 24 年 4 月から障害児通所支援事業の一部に変更。活動指標を、利用者 26 人、338 人日／月に見直し、見込量として第 4 期障害福祉計画に定める。
	◎	放課後等デイサービス 利用者 13 人、89 人日／月			

事業名	② 障害児保育の充実			
事業内容	・集団生活の中で早期に障害の軽減・克服を図るため、乳幼児健診と連携し保護者の障害に対する理解の促進とともに、障害児保育を実施。			
	・障害の状況に適切に対応するための保育士の資質向上。			
	・社会性や自立心を育む学校とも家庭とも異なる第三の場として、放課後児童クラブ活動を支援。			
活動	乳幼児健康診査との連携			担当課等
				子育て支援課
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度
	随時	○	随時	現計画どおり 継続
活動	障害児保育			
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度
	保育所 4 か所 保育園 3 か所 → 4 か所	◎	保育所 4 か所 保育園 4 か所(平成 21 年 4 月 1 日から寄居のこキッズ保育園が開園し、民間保育園は現在4園)	現計画どおり 継続
活動	保育士の研修			
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度
	2 回/年	○	2 回/年 発達障害児支援研修会(他に立教大学心理学教授による気になる子の巡回相談を各保育所年2回実施している。)	現計画どおり 継続
活動	放課後児童クラブ			
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度
	1 か所	◎	4 か所	現計画どおり 継続

・平成 25 年度の実績を基に活動継続。ただし、新たに障害児保育を行う「放課後児童クラブ」については、指導員の確保と研修による資質の向上並びに施設の充実が必要。

事業名	③ 就学支援体制の充実				
事業内容	・保護者の障害に対する理解を深め、就学支援の適正化。				
活動	就学支援委員会			担当課等	指導班
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	平成 27 年度～29 年度
	15 人以内	○	15 人以内	現計画どおり 継続	・平成 25 年度の実績を基 に活動継続。
活動	相談時間				
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	
	1.5 時間／人	○	1 時間／人	現計画どおり 継続	
活動	特別支援学級見学会				
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	
	随時見学	○	随時見学	現計画どおり 継続	

事業名	④ 障害児教育の充実				
事業内容	・特別支援学級の再配置を進め、専門チームを結成し教育内容を充実。				
	・障害児一人ひとりに対するきめ細かい学校教育を進めるため、個別指導計画にもとづく実践と課題の解決。				
活動	小学校特別支援学級			担当課等	
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	
	5 校 9 クラス	◎	5 校 11 クラス	現計画どおり継続	
活動	中学校特別支援学級			平成 27 年度～29 年度 ・平成 25 年度の実績を基に活動継続。	
	活動指標	平成 25 年度(実績)			平成 26 年度
	3 校 4 クラス	◎	3 校 5 クラス		現計画どおり継続
活動	専任教員の配置				
	活動指標	平成 25 年度(実績)			平成 26 年度
	コーディネーター 1 人	○	コーディネーター 1 人		現計画どおり継続
活動	学校サポーター				
	活動指標	平成 25 年度(実績)			平成 26 年度
	学習支援 9 人 介助 6 人	◎	学習支援 19 人 介助 9 人		現計画どおり継続
活動	就学前情報の共有				
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	
	個別指導計画に反映	○	個別の支援が必要な児童については、情報を共有し、個別指導計画を作成し、指導に活用。	現計画どおり継続	
活動	保健・福祉の連携強化				
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	
	専門チーム結成 療育機関との連携強化	○	心理学専門員(臨床発達心理士)と特別支援学校支援部 コーディネーターによる巡回相談を各校年間 2 回実施	現計画どおり継続	

(iii) 訓練環境の充実

事業名	① 訓練等給付(自立支援給付)				
事業内容	・自立支援給付の日中活動支援。				
	・自立した日常生活や社会生活を営むために必要な訓練を実施(有期のプログラムによる身体機能や生活能力向上のための訓練)。				
活動	機能訓練			担当課等	健康福祉課
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	平成 27 年度～29 年度
	利用者 2 人 44 人日/月	▽	利用者 0 人 0 人日/月	現計画どおり継続	・事業所については、県内に 26 か所のみで、町内にはない。近隣でも熊谷市に 2 か所、深谷市に 1 か所となっており、利用ニーズの少なさと合わせて利用に結びつかない要因になっていると考えられる。「生活訓練」の活動指標は「機能訓練」に合わせ、見込量として第 4 期障害福祉計画に定める。
生活訓練	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度		
活動	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	・事業所については、県内に 26 か所のみで、町内にはない。近隣でも熊谷市に 2 か所、深谷市に 1 か所となっており、利用ニーズの少なさと合わせて利用に結びつかない要因になっていると考えられる。「生活訓練」の活動指標は「機能訓練」に合わせ、見込量として第 4 期障害福祉計画に定める。
	利用者 9 人 198 人日/月 → 利用者 2 人 44 人日/月	▽	利用者 0 人 0 人日/月	現計画どおり継続	

事業名	② 教育訓練等環境の充実			
事業内容	・地域生活支援事業の一環として、身体障害者を対象に様々な音楽活動を通し、運動機能の回復・獲得、認知力の発達の促進、自己コントロール能力の習得を目的とした音楽療法を実施。			
	・教育訓練体制を充実するため、特別支援学校、発達障害者支援センターまほろば、埼玉県総合リハビリテーションセンターとの連携を強化。			
活動	音楽療法			担当課等 健康福祉課
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度 平成 27 年度～29 年度
	10 回／年 利用者 3 人／回	▽	6 回／年 延利用者 24 人(4 人／回)	完了のため実施なし 「音楽療法」は一定の成果があったため、平成 25 年度をもって完了
活動	特別支援学校			担当課等 指導班
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度 平成 27 年度～29 年度
	連携強化	◎	特別支援学校支援部コーディネーターによる指導を要請小学校 20 件、中学校 5 件、教育委員会主催の研修会 1 回。障害の実態に応じた支援のあり方、WISC 検査の実施、就学相談等において指導助言。	現計画どおり継続 ・「特別支援学校」は平成 25 年度の実績を基に活動継続。「発達障害者支援センターまほろば」との連携強化については、健康福祉課が対応し、必要に応じて連携する。
活動	発達障害者支援センターまほろば			現計画どおり継続
	活動指標	平成 25 年度(実績)		
	連携強化	■	特別支援学校との連携強化に力を入れているため未実施となっている。	
活動	埼玉県総合リハビリテーションセンター			担当課等 健康福祉課
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度 平成 27 年度～29 年度
	連携強化	○	連携強化	現計画どおり継続 ・「埼玉県総合リハビリテーションセンター」は平成 25 年度の実績を基に事業継続。「発達障害者支援センターまほろば」との連携強化については、健康福祉課が対応する。指導班との連携は必要に応じて行う。
活動	発達障害者支援センターまほろば			現計画どおり継続
	活動指標	平成 25 年度(実績)		
	連携強化	○	連携強化	

Ⅱ 自立の促進

基本方針	施策	事業
(1)生活基盤の確保	(i)経済基盤の確保	①経済的支援
		②あんしん保障
		③住宅の確保
		④訓練等給付
		⑤雇用機会の拡大
	(ii)自立支援医療費等の支給	①自立支援医療費の支給
②補装具費の支給		
(2)生活支援の充実	(i)介護給付等による支援	①介護給付
		②日常生活用具の給付
	(ii)障害者の移動の確保	①自動車の運転支援
		②移動支援サービスの提供
	(iii)地域生活への支援	①生活支援サービスの提供
		②介護サービスの提供
(3)暮らしやすいまちづくり	(i)地域環境のバリアフリー	①公共環境の整備
	(ii)地域コミュニケーションの醸成	①コミュニケーション支援
		②交流機会の拡大

(1)生活基盤の確保

障害者にとっての就労は、経済的な自立への第一歩であるとともに、「社会参加」として重要な要素の一つです。障害者雇用を促進するため、訓練等給付を支給するとともに、就労支援体制の充実に努めます。また、安定した生活基盤が確保できるよう、自立支援医療費の支給など経済的支援をはじめ、家庭介助ができなくなったときの対応や住宅面での支援を行います。

(i)経済基盤の確保

事業名	① 経済的支援				
事業内容	・安定した暮らしが営めるよう、障害基礎年金や各種手当での支給とともに、税制上の優遇措置、公共料金の割引、各種資金の貸付を実施。				
	障害基礎年金支給			担当課等 保険年金課	
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	平成 27 年度～29 年度
活動	利用者 114 人 → (拠出制) 157 人、 (無拠出制) 347 人	◎	障害基礎年金支給者 (拠出制) 152 人 障害基礎年金支給者 (無拠出制) 334 人	現計画どおり継続	・活動指標を、(拠出制)157 人、(無拠出制)347 人に見直し、事業継続。
	特別児童扶養手当支給			担当課等 子育て支援課	
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	平成 27 年度～29 年度
活動	利用者 62 人	○	利用者 57 人	現計画どおり継続	・平成 25 年度の実績を基に事業継続
	特別障害者手当支給			担当課等 健康福祉課	
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	平成 27 年度～29 年度
活動	利用者 34 人	◎	利用者 47 人	現計画どおり継続	・「特別障害者手当支給」「障害児福祉手当支給」は平成 25 年度の実績を基に事業継続 ・「在宅重度心身障害者手当支給」は制度改正により減少の見込みとなるため活動指標を 450 人に見直し、事業継続。
	障害児福祉手当支給				
活動	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	
	利用者 24 人	○	利用者 23 人	現計画どおり継続	
	在宅重度心身障害者手当支給				
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	
活動	利用者 523 人 → 450 人	▽	利用者 466 人	現計画どおり継続	

活動	埼玉県生活福祉資金貸付（手帳所持者分）			担当課等	社会福祉協議会
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	平成 27 年度～29 年度
	利用者 35 人 → 2 人	▽	(償還中を含め利用者 17 人) 内、手帳所持者 2 人	現計画どおり継続	・「埼玉県生活福祉資金貸付」の相談者には、返済能力を有しない状況(多額の負債や無職)の方が多く、制度貸付対象に当てはまらない。活動指標を 2 人に見直し、事業継続。
活動	寄居町福祉資金貸付（手帳所持者分）			平成 26 年度	
	活動指標	平成 25 年度(実績)			
	利用者 2 人	◎	利用者 6 人		現計画どおり継続

事業名	② あんしん保障				
事業内容	・家庭で介助できなくなったとき、判断能力が不十分な障害者の生活を支援するため、成年後見制度や特定贈与信託制度(財産保全)、あんしんサポートネット(サービス利用の援助)の周知を図り利用を促進。				
活動	成年後見制度の利用促進(地域生活支援事業)			担当課等	健康福祉課
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	平成 27 年度～29 年度
	2 件 → 1 件	▽	0 件	現計画どおり継続	・「成年後見制度の利用促進」については、利用ニーズはあるため事業継続。活動指標を 1 件に見直し、見込量として第 4 期障害福祉計画に定める。
活動	特定贈与信託制度の利用促進			平成 26 年度	
	活動指標	平成 25 年度(実績)			
	関連制度の周知	○	関連制度の周知		現計画どおり継続
活動	あんしんサポートネットの実施（手帳所持者分）			担当課等	社会福祉協議会
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	平成 27 年度～29 年度
	利用者 12 人 → 6 人	▽	(利用者 33 人)内、手帳所持者 6 人	現計画どおり継続	活動指標を 6 人に見直し、事業継続。

事業名	③ 住宅の確保			
事業内容	・町営住宅を建替える際に、障害者に配慮した住宅の確保、平成 14 年度に町営住宅建替計画を策定。平成 25 年度に寄居町町営住宅長寿命化計画を策定。			
	・地域生活への移行や定着を促進するため、生活ホームをグループホームやケアホーム(法定施設)へ転換促進。平成 26 年 4 月に「グループホーム」に一元化。			
活動	町営住宅の建替え			担当課等 建設課
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度
	4 棟 118 戸	◆	平成 22 年度に 3 棟 85 戸建替え済。以後 4 棟目の 33 戸は凍結により実施せず。	見直し
				平成 27 年度～29 年度
				・「町営住宅の建替え」については、平成 25 年度に策定した寄居町町営住宅長寿命化計画において、荒川以南の 2 団地を含めた建て替えについての具体的な計画はなく、今後の予定項目を“見直し”とした。
活動	グループホーム			担当課等 健康福祉課
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度
	4 か所	○	4 か所	現計画どおり継続
				平成 27 年度～29 年度
				・「グループホーム・ケアホーム」は、平成 26 年 4 月の制度改正に伴い、「グループホーム」に一元化された。今後も活動を継続していく。

事業名	④ 訓練等給付(自立支援給付)			
事業内容	・自立支援給付による就労移行支援は、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練を実施(有期のプログラムによる職場実習などの訓練)。			
	・就労継続支援は、通常の事業者に雇用されることが困難な障害者を対象とする継続的な就労支援(就労機会の提供や就労に必要な知識・能力の向上を図る訓練)。			
活動	就労移行支援			担当課等 健康福祉課
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度 平成 27 年度～29 年度
活動	利用者 14 人 308 人日/月 → 利用者 6 人 132 人日/月	▽	利用者 10 人 57 人日/月	現計画どおり継続
活動	就労継続支援(A型)			・活動指標を「就労移行支援」は事業所数の減少により、利用者 6 人、132 人日/月、「就労継続支援(A型)」は利用者 8 人、176 人日/月、「就労継続支援(B型)」は利用者 96 人、2,112 人日/月に見直し、見込量として第 4 期障害福祉計画に定め事業継続。
	活動指標	平成 25 年度(実績)		
活動	利用者 14 人 308 人日/月 → 利用者 8 人 176 人日/月	▽	利用者 5 人 99 人日/月	
活動	就労継続支援(B型)			
	活動指標	平成 25 年度(実績)		
活動	利用者 74 人 1,628 人日/月 → 利用者 96 人 2,112 人日/月	◎	利用者 92 人 1,553 人日/月	現計画どおり継続

事業名	⑤ 雇用機会の拡大				
事業内容	・障害者の一般雇用に対する事業所(地元企業、新規立地企業)の理解を深めるとともに、法定雇用率の達成を要請。				
	・雇用機会を拡大する事業の創出。				
	・地域生活支援事業の一環として、地域活動支援センターによる就労機会の提供を促進するとともに、知的障害者の就労試行や施設入所者の就職支援を実施。				
活動	障害者雇用の要請			担当課等	商業観光振興課
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	平成 27 年度～29 年度
	随時	○	障害者施設に観光トイレ 3 箇所の清掃委託を新たに開始した。	現計画どおり継続	・平成 24 年 9 月に「よりいジョブセンター」が開所。多くの障害者の就労支援を行ってきた。今後も、「障害者就労支援センター」と連携を図り、就労支援を継続していく。
	障害者雇用の要請			担当課等	企業誘致エコタウン課
活動	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	平成 27 年度～29 年度
	随時	■		現計画どおり継続	・現計画どおり継続
	地域活動支援センター(地域生活支援事業)			担当課等	健康福祉課
活動	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	平成 27 年度～29 年度
	2 か所	○	2 か所	現計画どおり継続	
活動	知的障害者職親委託制度(地域生活支援事業)				・「知的障害者職親委託制度」は活動指標を 2 人に見直し事業継続。見込量として第 4 期障害福祉計画に定める。
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	
	利用者 3 人 → 利用者 2 人	▽	利用者 1 名	現計画どおり継続	

(ii) 自立支援医療費等の支給

事業名	① 自立支援医療費の支給(自立支援給付)			
事業内容	<p>・障害者総合支援法による精神通院(精神保健福祉法)、更生医療(身体障害者福祉法)、育成医療(児童福祉法)の公費負担医療制度の一元化。</p> <p>・支給認定の手続きや所得に応じた利用者負担の共通化、指定医療機関制度の導入。</p>			
活動	精神通院公費(国・県)の支給		担当課等	健康福祉課
	更生医療の支給			
	育成医療の支給			
	活動指標	平成 25 年度(実績)	平成 26 年度	平成 27 年度～29 年度
自立支援医療費支給 430 人	▽	精神通院の支給 町負担なし 368 人 更生医療の支給 49,103,759 円、延 174 件、 延 23 人 育成医療の支給 808,912 円、延 33 件、 延 15 人	現計画どおり継続	・活動指標に基づき継続

事業名	② 補装具費の支給(自立支援給付)			
事業内容	<p>・障害者総合支援法では、事前の申請により、その必要性が認められた人を対象に補装具費(義足、装具、車椅子などの購入・修理)を支給。</p>			
活動	補装具費の支給		担当課等	健康福祉課
	活動指標	平成 25 年度(実績)	平成 26 年度	平成 27 年度～29 年度
	補装具費支給 99 件	▽	8,380,018 円、延 69 件	現計画どおり継続

(2)生活支援の充実

住み慣れた地域で生活ができるよう、日中活動の場と住まいの場の両面で、障害者総合支援法に基づき、介護給付や地域生活支援事業によるサービスを提供します。なお、65歳以上の高齢障害者に対しては、介護保険によるサービスを提供します。

(i)介護給付等による支援

事業名	① 介護給付(自立支援給付)			
事業内容	・自立支援給付により、居宅介護などの在宅サービス、生活・療養介護など日中活動の場のサービス、共同生活援助など住まいの場のサービスを提供。			
活動	居宅介護	担当課等	健康福祉課	
	重度訪問介護			
	同行援護			
	行動援護			
	重度障害者等包括支援			
	活動指標	平成 25 年度(実績)	平成 26 年度	平成 27 年度～29 年度
	利用者 27 人 540 時間/月 → 利用者 43 人 1,005 時間/月	◎ 利用者 36 人 866 時間/月 (自立支援給付)	現計画どおり継続	・「居宅介護等」は活動指標を利用者 43 人、1,005 時間/月、「生活介護」は利用者 75 人、1,650 人日/月に見直し、今後も実績を基に事業継続し、充実を図る。活動指標は、見込量として第 4 期障害者福祉計画に定める。
活動	生活介護			
	活動指標	平成 25 年度(実績)	平成 26 年度	
	利用者 49 人 1,078 人日/月 → 利用者 75 人 1,650 人日/月	◎ 利用者 73 人 978 人日/月	現計画どおり継続	
活動	療養介護			
	活動指標	平成 25 年度(実績)	平成 26 年度	
	利用者 10 人	○ 利用者 9 人	現計画どおり継続	

活動	短期入所				<p>・「短期入所」は利用者 15 人、150 人日／月、「施設入所支援」は入所者 45 人に見直し、事業継続。「共同生活援助」「共同生活介護」は、平成26年4月の制度改正に伴い、「共同生活援助(グループホーム)」に一元化された。活動指標を利用者 28 人に見直し、事業継続、充実を図る。活動指標は、見込量として第 4 期障害者福祉計画に定める。</p>
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	
	利用者 30 人 300 人日／月 → 利用者 15 人 150 人日／月	▽	利用者 9 人 55 人日／月	現計画どおり継続	
活動	共同生活援助(グループホーム)				
	共同生活介護(ケアホーム)				
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	
	利用者 20 人 → 利用者 28 人	○	共同生活援助(グループホーム) 利用者 3 人	現計画どおり継続	
	◎	共同生活介護(ケアホーム) 利用者 28 人	現計画どおり継続		
活動	施設入所支援				
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	
	入所者 51 人 → 入所者 45 人	▽	入所者 45 人	現計画どおり継続	

事業名	② 日常生活用具の給付(地域生活支援事業)				
事業内容	・地域生活支援事業の一環として実施。				
	・補装具以外の機器で、日常生活を便利・容易にするための用具の給付。				
活動	日常生活用具給付			担当課等	健康福祉課
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	平成 27 年度～29 年度
	588 件／年 → 880 件／年	◎	8,405,892 円、延 776 件	現計画どおり継続	・活動指標を 880 件／年に見直し、事業継続。活動指標は、見込量として第 4 期障害者福祉計画に定める。

(ii) 障害者の移動の確保

事業名	① 自動車の運転支援				
事業内容	・地域生活支援事業の一環として実施。				
	・障害者手帳所有者を対象に自動車運転免許を取得する場合、12万円を限度に3分の2を補助。				
	・自家用車を改造する費用として、10万円を限度に助成。				
	・重度身体障害者が自ら運転する自動車の燃料費として、1か月2,500円を限度に補助。				
活動	自動車運転免許取得費補助金(地域生活支援事業)			担当課等 健康福祉課	
	活動指標	平成25年度(実績)		平成26年度	
	利用者1人 → 利用者2人	▽	利用者0人	現計画どおり継続	
活動	自動車改造費補助金(地域生活支援事業)			・「自動車運転免許取得費補助金」は活動指標を利用者2人に見直し、「自動車改造費補助金」とともに事業継続。見込量として第4期障害福祉計画に定める。「障害者自動車燃料費補助金」については、活動指標に基づいて活動継続。	
	活動指標	平成25年度(実績)			平成26年度
	利用者2人	▽	利用者0人		現計画どおり継続
活動	障害者自動車燃料費補助金				
	活動指標	平成25年度(実績)			平成26年度
	利用者16人	▽	利用者12人		現計画どおり継続

事業名	② 移動支援サービスの提供				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業の一環として、移動支援を実施(自立支援給付の対象とならないケースを対象)。 ・外出が困難な重度心身障害者(身体障害者手帳1・2・3級、療育手帳(A)・A)がタクシーを利用した場合初乗り運賃を補助。 				
活動	移動支援(地域生活支援事業)			担当課等	健康福祉課
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	平成 27 年度～29 年度
	利用者 14 人 延利用時間 1,680 時間 → 利用者 10 人 延利用時間 949 時間	▽	利用者 8 人 延利用時間 954 時間	現計画どおり継続	<ul style="list-style-type: none"> ・「移動支援」については、利用者の利用時間の減少が見込まれるため利用者10人、延利用時間 949 時間に見直し、見込量として第 4 期障害福祉計画に定める。「福祉タクシー利用料補助」は活動指標に基づいて活動継続。
福祉タクシー利用料補助	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度		
活動	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	
利用者 350 人/月	○	利用者 349 人/月	現計画どおり継続		

(iii) 地域生活への支援

事業名	① 生活支援サービスの提供(地域生活支援事業)				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業の一環として、訪問入浴サービスや日中一時支援など実施。 				
活動	訪問入浴サービス			担当課等	健康福祉課
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	平成 27 年度～29 年度
	利用者 5 人/月 → 利用者 3 人/月	▽	利用者 2 人	現計画どおり継続	<ul style="list-style-type: none"> ・活動指標を「訪問入浴サービス」は利用者 3 人/月、「日中一時支援」は利用者 4 人/月に見直し、見込量として第 4 期障害福祉計画に定め事業継続。
日中一時支援	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度		
活動	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	
利用者 7 人/月 → 利用者 4 人/月	▽	利用者 3 人	現計画どおり継続		

事業名	② 介護サービスの提供				
事業内容	・65 歳以上の高齢障害者に対しては介護保険法にもとづき、介護サービスを提供、保険者は大里広域市町村圏組合。				
	・地域包括支援センターによる総合相談・権利擁護事業などを実施。				
活動	地域包括支援センター			担当課等	健康福祉課
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	平成 27 年度～29 年度
	1 か所 → 2 か所	○	1 か所	見直し	・介護保険制度が大きく改正され、平成 27 年度から施行し、準備期間を考慮、平成 30 年までに実施。このことにより、地域包括支援センターの役割は重要であり、平成 28 年度を目標にセンター2 か所を設置予定とする。

(3)暮らしやすいまちづくり

地域で安全に暮らせるよう、多くの人が集まる公共施設のバリアフリーを進め、外出しやすい環境に整備します。また、誰もがふれあいを通して楽しく暮らせるように、障害者と地域の人々との交流機会の拡大に努めます。

(i)地域環境のバリアフリー

事業名	① 公共環境の整備			
事業内容	・町内で最も利用客の多い寄居駅周辺のバリアフリー。			
	・公共施設内のバリアフリー。			
活動	寄居駅南口周辺のバリアフリー			担当課等 都市計画課
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度
	平成 27 年度～29 年度			
活動	・中央通り線・寄居駅南口駅前広場のバリアフリー化	■	—	未実施
活動	役場庁舎のバリアフリー			担当課等 財務課
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度
	平成 27 年度～29 年度			
活動	オストメイト対応トイレの設置	○	—	完了のため実施なし
		・「役場庁舎のバリアフリー」のオストメイト対応トイレは設置済み。今後設置場所の増など利用者の声を考慮しつつ検討を行う。		

(ii) 地域コミュニケーションの醸成

事業名	① コミュニケーション支援			
事業内容	・地域生活支援事業の一環として実施、手話通訳者の派遣など。			
	・福祉の心を醸成するため、引き続きハンディキャップ体験学習などを実施。			
活動	意思疎通支援(地域生活支援事業)			担当課等 健康福祉課
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度
	利用者 22 人 → 利用者 8 人 延派遣件数 44 件	▽	利用者 4 人 延派遣件数 23 件	現計画どおり継続
				平成 27 年度～29 年度 ・活動指標を利用者 8 人、延派遣件数 44 件に見直し、事業継続。活動指標は、見込量として第 4 期障害者福祉計画に定める。
活動	ハンディキャップ体験学習			担当課等 社会福祉協議会
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度
	一般 3 回/年 児童 35 回/年 → 一般 1 回/年 児童 20 回/年 交流 2 回/年	▽	一般 1 回/年、 児童 15 回/年	現計画どおり継続
				平成 27 年度～29 年度 ・「ハンディキャップ体験学習」については、総合的な学習の時間での取り組み機会の減少。活動指標を見直し、新たに町内福祉施設との交流機会を創出し、学習連絡会議での積極的な働きかけを行っていく。
活動	啓発活動			担当課等 生涯学習課
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度
	1 回/年	○	合同開講式・文化講演会で手話通訳活用(デモンストラーション)	現計画どおり継続
				平成 27 年度～29 年度 ・活動指標に基づき継続。

事業名	② 交流機会の拡大				
事業内容	・地域の交流を深めるため、引き続き「ふれあい広場」を開催するとともに、ボランティア活動を拡大。				
活動	ふれあい広場の開催			担当課等 社会福祉協議会	
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	
	参加者 3,500 人	■	台風接近に伴い中止	現計画どおり継続	
活動	ボランティアの参加拡大			・「ボランティアの参加拡大」については、広場会場スペースや駐車場確保の視点から、参加拡大が困難のため、活動指標の見直しを行う。	
	活動指標	平成 25 年度(実績)			平成 26 年度
	900 人 → 750 人	■	台風接近に伴い中止。692 人を予定していた。		見直し

Ⅲ 総合的な支援体制の確立

基本方針	施策	事業
(1) マネジメント体制の強化	(i) 関連制度の周知	① 関連情報の提供
		② 訪問活動の強化
	(ii) マネジメント体制の強化	① 障害者総合支援法の円滑な運営
		② 相談体制の強化
		③ 一貫した支援協力体制の確立
	(2) 災害時要援護者への支援	(i) 災害時要援護者への支援
② 緊急時通報システムの整備		
③ 緊急通報用FAXの活用		
④ 災害時要援護者の把握		

(1) マネジメント体制の強化

障害者やその家族が抱える生活の不安や問題の早期解決を促進するため、気軽に相談・助言が受けられるよう相談窓口体制を強化します。合わせて関連制度の周知に努めるとともに情報提供体制の充実を図ります。

また、障害者一人ひとりの個性が社会に発揮できるよう、障害者総合支援法の円滑な運営を進めるとともに、保健・医療・福祉・教育などが連携し、生涯を通して本人を応援できるマネジメント体制を整備します。

(i) 関連制度の周知

事業名	① 関連情報の提供				
事業内容	障害者のための制度・サービス・施設を解説したガイドを作成し、配布。				
活動	障害者福祉ガイド			担当課等	健康福祉課
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	平成 27 年度～29 年度
	作成・配布	■	—	現計画どおり継続	・平成 26 年度作成・配布。活動を継続し、今後も作成・配布する。

事業名	② 訪問活動の強化			
事業内容	・民生委員・児童委員の訪問活動を通して、生活困窮障害者の問題解決を図るべく関係機関との連携体制を強化。			
活動	民生委員・児童委員とのケース検討会議の開催			担当課等 健康福祉課
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度
	随時	○	随時	現計画どおり継続
				平成 27 年度～29 年度
				・活動指標に基づき活動継続。

(ii) マネジメント体制の強化

事業名	① 障害者総合支援法の円滑な運営(自立支援給付)				
事業内容	・障害者総合支援法を円滑に運営するため、自立支援給付等の利用手続き体制の充実を図るとともに、庁内体制を整備。				
活動	障害支援区分判定			担当課等 健康福祉課	
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	
	審査会 12 回/年	○	審査会 12 回/年	現計画どおり継続	
活動	サービス等利用計画案作成			・「障害程度区分」は、平成 26 年 4 月の法改正に伴い、「障害支援区分」に変更。 ・「サービス利用計画案作成」は、平成 24 年度から全受給者を対象に計画案を作成することとなったため利用者 52 人/月に活動指標を見直し。 ・「支給決定」は 324 人に活動指標を見直し、平成 25 年度の実績を基に継続。	
	活動指標	平成 25 年度(実績)			平成 26 年度
	利用者 10 人/月 → 利用者 52 人/月	◎	利用者 34 人/月		現計画どおり継続
活動	支給決定				
	活動指標	平成 25 年度(実績)			平成 26 年度
	197 人 → 324 人	◎	268 人		現計画どおり継続

事業名	② 相談体制の強化(地域生活支援事業)				
事業内容	・相談窓口 [健康福祉課、保健福祉総合センター、社会福祉協議会、寄居町障害者生活支援センター、地域生活支援センター(寄居町障害者交流センターでの出張相談を含む)、町内相談支援事業所] ・解決困難事例に対応するため、ケース会議を開催。				
活動	相談窓口(地域生活支援事業)			担当課等	健康福祉課
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	平成 27 年度～29 年度
	5 か所 → 8 か所	◎	7 か所	見直し	・活動継続。なお、平成 26 年度に町内相談支援事業所が 1 か所増となったため「相談窓口」の活動指標を 8 か所に見直す。
活動	障害者生活支援センター				
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	
	町単独	○	町単独	現計画どおり継続	
活動	コーディネーター(専門職員)の確保				
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	
	1 人	■	—	現計画どおり継続	
活動	ケース会議の開催				
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	
	関係機関で随時	○	関係機関で随時	現計画どおり継続	

事業名	③ 一貫した支援協力体制の確立				
事業内容	・障害者一人ひとりの個性が社会に発揮できるよう、障害者への対応が人生の節目(入学・卒業・就職)で分断されることなく、一貫した支援体制を整備。				
活動	就学・進路指導と就学・進路先との打合せ			担当課等	指導班
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	平成 27 年度～29 年度
	1 回/年	○	1 回/年	現計画どおり継続	・活動指標に基づき活動継続。
活動	チームケアの推進			担当課等	指導班 健康福祉課
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度	平成 27 年度～29 年度
	ライフステージごとに	○	ライフステージごとに(随時)	現計画どおり継続	・活動指標に基づき活動継続。

(2)災害時要援護者への支援

障害者が地域で安心して生活を送るために、防犯と安全確保のため緊急通報体制の整備や安全確保を図ります。

(i)災害時要援護者への支援

事業名	① 地域防災・伝達体制の確立			
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に障害者を避難・誘導する手順を確立するため、自主防災組織を育成。 ・災害情報の周知を徹底するため、聴覚障害者に対してはFAXを普及。 			
活動	自主防災組織の拡大			担当課等 総務課
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度
	67 行政区 ／67 行政区	▽	64 行政区 ／67 行政区	現計画どおり 継続
				平成 27 年度～29 年度
				・活動指標に基づき活動継続。
活動	聴覚障害者用FAXの普及			担当課等 健康福祉課
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度
	利用者 56 人 50% → 利用者 29 人 29%	▽	6 件 6%	現計画どおり 継続
				平成 27 年度～29 年度
				・活動指標を利用者 29 人 29% に見直し、事業を継続。

事業名	② 緊急時通報システムの整備			
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らしの重度身体障害者や老人の家庭での急病や事故等の緊急事態に備えて、緊急通報システムを整備する。 			
活動	緊急時通報システムの設置			担当課等 健康福祉課
	活動指標	平成 25 年度(実績)		平成 26 年度
	89 台 → 95 台	▽	80 台	現計画どおり 継続
				平成 27 年度～29 年度
				・活動指標を 95 台設置と見直し、活動継続。

事業名	③ 緊急通報用FAXの活用			
事業内容	・聴覚・音声・言語機能に障害がある人への緊急時の連絡のため、警察・消防署に設置されているファックスの利用普及を図る。			
活動	緊急通報用FAXの啓発			担当課等 健康福祉課
	活動指標	平成 25 年度(実績)	平成 26 年度	平成 27 年度～29 年度
	—	警察用FAXを福祉ガイドに掲載し、普及を図った。	現計画どおり継続	・活動継続

事業名	④ 災害時要援護者の把握			
事業内容	・民生委員・児童委員による年1回の社会調査時に、災害時要援護者の把握を行い、災害時の安全確保に努める。			
活動	災害時要援護者の把握			担当課等 健康福祉課
	活動指標	平成 25 年度(実績)	平成 26 年度	平成 27 年度～29 年度
	—	年 1 回(630 名)	現計画どおり継続	・平成 25 年度の実績を基に活動継続

第3部 第4期障害福祉計画

第1章 障害福祉計画の基本的な考え方

1 これまでの障害福祉計画と第4期障害福祉計画

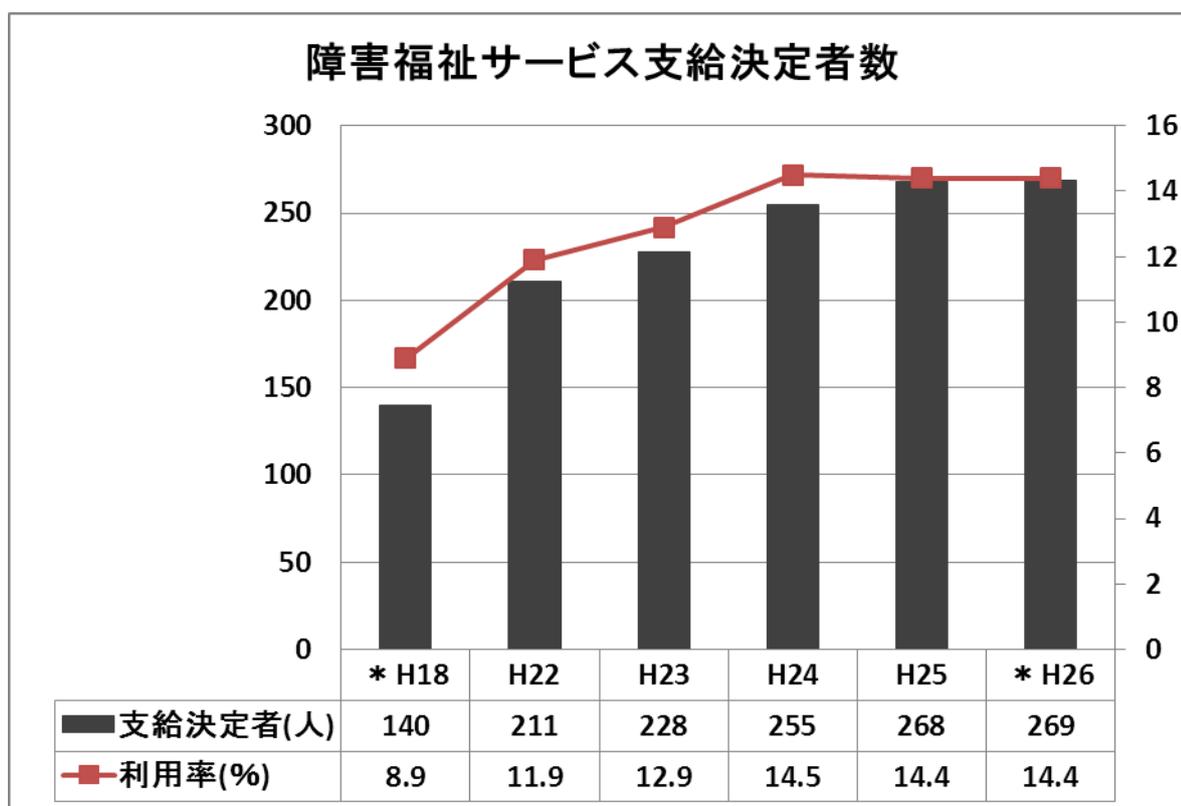
「障害者総合支援法（旧 障害者自立支援法）」では、市町村は国の基本指針に即して「障害福祉計画」を定めることが義務付けられており、本町では、平成18年度から平成20年度までを計画期間とした第1期障害福祉計画を平成19年3月に策定しました。

第2期障害福祉計画は平成21年度から平成23年度までを計画期間として、平成21年3月に策定、第3期障害福祉計画は平成24年度から平成26年度までを計画期間として、平成24年3月に策定しました。

第3部では、障害者の自立と社会参加を実現するために必要なサービスを計画的に提供するため、障害福祉計画で定めることとされている障害福祉サービスの目標値や見込量等について、本町の実情を踏まえ、国の基本指針及び県の基本的な考え方と整合を図りながら、平成27年度から平成29年度を計画期間として、第4期寄居町障害福祉計画を策定するものです。

2 障害福祉サービス利用者の見通し

平成18年の「障害者自立支援法」の施行の年に支給決定を受けた指定障害福祉サービス利用者は、手帳所有者の8.9%に当たる140人でした。平成25年の「障害者総合支援法」の施行の年では、14.4%に当たる268人となりました。この間サービスの充実が図られるとともに、段階的に利用料負担の軽減措置が講じられたため利用率も高まり、障害者数の増加と相まって利用者は今後も拡大が見込まれます。



年度	実績（年度末現在）					* H18・H26 は 10月1日現在
	* H18	H22	H23	H24	H25	* H26
障害者数(人)	1,580	1,776	1,766	1,764	1,855	1,874
支給決定者(人)	140	211	228	255	268	269
利用率(%)	8.9	11.9	12.9	14.5	14.4	14.4

第2章 平成29年度における数値目標等

国及び県における市町村障害福祉計画策定の基本的な指針では、障害者等の自立支援の観点から、「地域生活への移行」や「就労支援」といった課題に対応するために、数値目標を設定することが求められています。本町のこれまでの実績や地域の実情に応じた数値目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成25年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で平成29年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定するものです。

国の基本指針においては、「平成25年度末時点での施設入所者の12%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者から4%以上削減することを基本とする。」としています。

県の考え方では「地域移行者数は国と同様12%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。」とあり、設定しない理由として、「本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況である。」としています。

本計画の策定にあたっては、第3期障害福祉計画に引き続き、施設入所を必要としている人や入所待機者が多く存在すること、待機者の状況や障害の重度化の状況等を考慮し、地域生活移行者数の数値目標値を6.7%(3人)として取り組みます。

項目	数値	備考
平成25年度末時点の入所者数	45人	平成26年3月31日の施設入所者数
平成29年度末時点の入所者数	—	設定しない
【目標値】地域生活移行者数	3人	施設入所からグループホーム等への移行者数
【目標値】地域生活への移行割合	6.7%	

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、入院後3か月以内の退院率及び入院後1年時点の退院率並びに長期在院者数に関する目標値を設定するものです。

国の基本指針においては、「入院後1年時点の退院率については平成29年度における目標を91%以上とすることを基本とする。」としています。

県の考え方では「1年未満入院者の平均退院率を平成29年度に76%とすることを目標とする。(埼玉県地域保健医療計画(平成25年度から平成29年度)における精神科病院入院患者の退院にかかる目標と同じ目標値とする。)」としています。

受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者数について、本町では、退院可能な入院者数の推計ができないため、数値目標については県の推計した数値を掲げます。

項目	数値	備考
【目標値】 平成29年度入院後1年時点の退院率	76%	県推計数値

3 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定するものです。

国の基本指針においては、「平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とする。」としています。

県の考え方では、「平成24年度の一般就労への移行実績を3割以上増やすことを基本とする。」としています。

本町の実績は平成24年度に2人が一般就労しました。今後はさらに就労支援事業を強化し、就労移行者の増加を目指します。

項目	数値	備考
平成24年度一般就労移行者数	2人	平成24年度における一般就労移行者数
【目標値】平成29年度一般就労移行者数	3人	
【目標値】一般就労移行の増加割合	50%	

4 就労移行支援事業の利用者数

国及び県の考え方では、「福祉施設から一般就労へ移行する者の増加を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加することとする。」としています。

本町と近隣地域では、就労移行支援事業所数が決して豊富とは言えず、継続して充実させて行かなければならない事業の1つです。

これまでの実績と地域の実情を踏まえ、平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数の数値目標値を10人として取り組みます。

項目	数値	備考
平成25年度末時点の就労移行支援事業利用者数	4人	平成26年3月31日の就労移行支援事業利用者数
【目標値】平成29年度末時点の就労移行支援事業利用者数	10人	
【目標値】就労移行支援事業利用者の増加割合	150%	

第3章 障害福祉サービス見込量

1 障害者総合支援法等に基づくサービス内容

障害者総合支援法に基づき提供されているサービスは大きく分けて、①全国一律の基準で実施される「自立支援給付」と、②地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により地方自治体を実施する「地域生活支援事業」の2つがあります。また、自立支援給付は「障害福祉サービス」「自立支援医療」「補装具費」に分けられます。

障害者のニーズに対応した適切なサービスが提供できるよう、計画的なサービス提供体制の充実を図ります。

〈自立支援給付〉

区分	サービス名	サービス内容
介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービスです。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者・知的障害者・精神障害者で常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助、外出時の移動の補助を行うサービスです。
	同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービスです。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供するサービスです。
	短期入所 (ショートステイ)	在宅の障害者(児)を介護する方が病気の場合などに、障害者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。
	療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供するサービスです。
	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。
	障害者支援施設での夜間ケア等 (施設入所支援)	主として夜間、施設に入所する人に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービスです。

訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行なうサービスです。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。
	就労継続支援 (A型＝雇用手・B型＝非雇用手)	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。
相談支援事業	計画相談支援 (サービス利用支援・継続サービス利用支援)	利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行います。また、サービス等利用計画が適正であるかどうかを一定期間ごとに検証(モニタリング)し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直し、変更等を行います。
	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
自立支援医療	更生医療: 障害の程度を軽くしたり、取り除いたりする医療を給付します。(18歳以上) 育成医療: 生活能力を得るために必要な医療を給付します。(18歳未満) 精神通院医療: 精神疾患に対する通院医療を給付します。	
補装具費	義肢や車椅子などの購入に際し、補装具費(購入費、修理費)の支給をします。	

〈児童福祉法関係〉

区分	サービス名	サービス内容
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービスです。
	放課後等デイサービス	学校の授業終了後や休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設(県)	障害児入所施設に入所する障害児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与を行うサービスです。
	医療型障害児入所施設(県)	障害児入所施設や指定医療機関に入所等をする障害児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与や治療を行うサービスです。

〈地域生活支援事業〉

区分	サービス名	サービス内容
必須事業	障害者相談支援事業	障害者、その家族等に対する相談対応、サービスの利用に関する支援、情報提供等を行います。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的・精神障害者に対し、制度利用を支援し権利擁護を図ります。
	意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者を派遣する等、障害者等とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るために、国の告示に定める要件を満たす用具を給付または修理します。

必須事業	手話奉仕員養成研修事業	町民の障害に対する理解を深めるため、また障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るようにするために、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対して、円滑に外出できるよう移動を支援します。
	地域活動支援センター	創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。
任意事業	訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔保持、心身機能の維持等を図ります。
	生活訓練等事業	通所により日常生活上必要な訓練・指導等を行う事業です。
	日中一時支援事業	障害者には日中の活動の場を提供し、介助している家族には一時的な休息を提供します。
	保育所巡回支援専門員整備	発達障害児等の福祉の向上を図るため、有識者が町内の保育所を巡回し、障害が気になる子の早期発見・早期対応のための支援を行います。
	自動車運転免許取得費補助事業	障害者の社会参加と自立を促進するため、自動車運転免許を取得する場合に要した費用を助成します。
	自動車改造費補助事業	障害者の社会復帰の促進を図るため、自動車に必要な改造をするための費用を助成します。
	更生訓練費支給事業	就労移行支援事業、自立訓練事業等を利用している人に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とした事業です。
	就職支度金支給事業	就労移行支援事業、就労継続支援事業等を利用して就職等により自立する人に対し、就職支度金を支給し社会復帰の促進を図ることを目的とした事業です。
	知的障害者職親委託制度	知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を職親に預け、生活指導・技能習得訓練等を行います。

2 指定障害福祉サービス見込量

(1) 訪問系サービス

サービス	実績		見込			
	24年度	25年度	26年度 (計画値)	27年度	28年度	29年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	689時間	866時間	894時間 (832時間)	965時間	985時間	1,005時間
重度障害者等包括 支援	35人	36人	37人 (34人)	39人	41人	43人

現に利用している者の数、障害者等のニーズなどから利用者数の伸び分を加えたものを推計し算出された利用人員に、平均利用時間を乗じたものを見込量としています。

居宅介護、重度訪問介護の利用実績は時間数が増加傾向にあります。重度障害者等包括支援については平成25年度まで給付実績がありません。

第3期障害福祉計画における計画値は34人、832時間で、これまでの実績が計画を上回っていることから、第4期障害福祉計画では計画値を43人、1,005時間と見直し、サービスの充実を図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービス	実績		見込			
	24年度	25年度	26年度 (計画値)	27年度	28年度	29年度
生活介護	956 人日分	978 人日分	977 人日分 (1,430 人日分)	1,562 人日分	1,606 人日分	1,650 人日分
	72人	73人	71人 (65人)	71人	73人	75人
自立訓練 (機能訓練)	4人日分	0人日分	16人日分 (44人日分)	44人日分	44人日分	44人日分
	1人	0人	1人 (2人)	2人	2人	2人
自立訓練 (生活訓練)	11人日分	0人日分	21人日分 (44人日分)	44人日分	44人日分	44人日分
	1人	0人	2人 (2人)	2人	2人	2人
就労移行支援	156人日分	57人日分	87人日分 (220 人日分)	88人日分	110人日分	132人日分
	13人	10人	3人 (10人)	4人	5人	6人
就労継続支援 (A型)	60人日分	99人日分	109 人日分 (154 人日分)	132人日分	154人日分	176人日分
	3人	5人	5人 (7人)	6人	7人	8人
就労継続支援 (B型)	1,483 人日分	1,553 人日分	1,797 人日分 (1,892 人日分)	1,980 人日分	2,046 人日分	2,112 人日分
	91人	92人	90人 (86人)	90人	93人	96人
療養介護	8人	9人	9人 (9人)	10人	10人	10人
短期入所	75人日分	55人日分	82人日分 (150 人日分)	100人日分	120人日分	150人日分
	11人	9人	13人 (15人)	10人	12人	15人

現利用者数、ニーズ等を勘案して見込量を算定することとされています。

自立訓練については、地域移行分等を加味し、就労移行支援と就労継続支援(A型)は新卒者等新規分を加味することとされています。

自立訓練(生活訓練)は、今後も大幅に増加する可能性は少ないため、自立訓練(機能訓練)と同数としました。療養介護はほぼ計画通りです。短期入所は、計画値を下回っており、現利用者数を勘案し見込みました。

○居住系サービス

サービス	実績		見込			
	24年度	25年度	26年度 (計画値)	27年度	28年度	29年度
共同生活援助 (グループホーム) [共同生活介護 (ケアホーム)]	21人	31人	25人 (21人)	24人	26人	28人
施設入所支援	48人	45人	45人 (49人)	45人	45人	45人

共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)は平成26年4月の制度改正に伴い共同生活援助(グループホーム)に一元化されました。施設から地域移行の目標達成を見込み、新卒者等も考慮することとされているため現利用者を基に見込みました。

また、施設入所支援は、真に必要と判断される人数を見込むこととされているため現利用者を基に見込みました。

○相談支援

サービス	実績		見込			
	24年度	25年度	26年度 (計画値)	27年度	28年度	29年度
計画相談支援 (人/月)	6人	34人	65人 (49人)	42人	46人	52人
地域移行支援 (人/月)	0人	0人	1人 (1人)	1人	2人	3人
地域定着支援 (人/月)	0人	0人	1人 (1人)	1人	2人	3人

計画相談支援は、サービス等利用計画案を平成24年度から原則として3年間で全ての障害福祉サービスの受給者を対象に作成することとなったため、平成26年度には65人／月の利用者を見込むこととします。

地域移行支援は、福祉施設の入所者及び入院中の精神障害者の人数や地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定めることとされています。

地域定着支援は、地域における単身の障害者や家庭の状況等により、同居している家族による支援を受けられない障害者の人数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定めることとされています。

○児童福祉法関係

サービス	実績		見込			
	24年度	25年度	26年度 (計画値)	27年度	28年度	29年度
児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	75 人日分	102 人日分	182 人日分 (－ 人日分)	286 人日分	312 人日分	338 人日分
	30人	24人	22人 (一人)	22人	24人	26人
医療型児童発達支援	0日	0日	3日 (一日)	3日	3日	3日
	0人	0人	1人 (一人)	1人	1人	1人
障害児相談支援	1人	4人	24人 (一人)	6人	9人	12人

平成24年4月から、障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、児童デイサービス(障害者自立支援法)が障害児通所支援(児童福祉法)となり、児童発達支援・放課後等デイサービス等が創設されました。これまでの実績から、平成29年度の見込を338日分人、26人とし、サービスの充実を図り、様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられるよう利用の促進に努めます。

3 地域生活支援事業見込量

地域生活支援事業の必要量を見込むに当たっては、利用実績に基づきながら、事業の実施見込みや新規利用者予測などにより算定しています。

(1) 相談支援事業

サービス	実績		見込			
	24年度	25年度	26年度 (計画値)	27年度	28年度	29年度
障害者相談支援事業	2 か所	2 か所	2 か所 (2 か所)	2 か所	2 か所	2 か所
地域自立支援協議会	1 か所	1 か所	1 か所 (1 か所)	1 か所	1 か所	1 か所

本町では、身体及び知的障害に関する相談支援事業を寄居町障害者生活支援センター「とも」へ、精神障害に関する相談支援事業を地域生活支援センター「向陽」へ委託し実施しています。平成24年4月からは「向陽」の出張相談の開設により、今後も身近な相談機関として充実を図り、また中立・公平な相談支援事業を継続していきます。

地域自立支援協議会については、平成18年に熊谷市、深谷市と共同設置し、「大里地域自立支援協議会」として、地域における障害者等への支援体制及び地域の実情に応じた体制の整備についての協議、関係機関との連携など、障害のある方が地域において安心して暮らせるように努めます。

なお、基幹相談支援センターの設置については、今後、近隣自治体と連携しながら検討していきます。

(2) 成年後見制度利用支援事業

サービス	実績		見込			
	24年度	25年度	26年度 (計画値)	27年度	28年度	29年度
成年後見制度利用支援事業	0 人	0 人	1 人 (2 人)	1 人	1 人	1 人

知的障害や精神障害などにより判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するため、成年後見制度による支援を必要とする障害のある人に対し、その利用の促進を図り、権利を擁護する制度として利用者ニーズを的確に把握し、事業を進めます。

(3)意思疎通支援事業

サービス	実績		見込			
	24年度	25年度	26年度 (計画値)	27年度	28年度	29年度
手話通訳者派遣事業 (利用件数)	42件	23件	27件 (一件)	31件	37件	44件

利用件数は、年度によりばらつきがありますが、意思の疎通が困難な方に手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の仲介をするために今後も利用促進を図ります。

なお、コミュニケーション支援事業の円滑な実施を図るためには、人材の養成が重要であることから、町内でも手話奉仕員養成研修について取組んでいきます。

(4)手話奉仕員養成研修事業

サービス	実績		見込			
	24年度	25年度	26年度 (計画値)	27年度	28年度	29年度
手話奉仕員養成研修事業	—	29人	24人 (一人)	20人	20人	20人

平成25年度から市町村において手話奉仕員養成研修事業の取組みが始まりました。初年度の実績は、養成講習受講者31人の内、修了者数(登録者数)は29名でした。

平成26年度からの見込数は実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)を記載しています。

(5)日常生活用具給付等事業

サービス	実績		見込			
	24年度	25年度	26年度 (計画値)	27年度	28年度	29年度
①介護・訓練支援用具 (件/年)	0件	1件	1件 (3件)	1件	1件	1件
②自立生活支援用具 (件/年)	3件	4件	5件 (3件)	8件	8件	8件
③在宅療養等支援用具 (件/年)	2件	6件	8件 (3件)	10件	10件	10件
④情報・意思疎通支援用具 (件/年)	7件	6件	8件 (5件)	10件	10件	10件
⑤排せつ管理支援用具 (件/年)	744件	758件	780件 (815件)	800件	830件	850件
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) (件/年)	0件	1件	1件 (1件)	1件	1件	1件

排せつ管理支援用具は計画値に沿い推移しています。その他の用具は横ばいで推移しています。第3期障害福祉計画における日常生活用具給付等事業全体としての計画値は830件で、今後も排せつ管理支援用具の増加が見込まれることから、第4期障害福祉計画では計画値を880件とし、制度の周知を図り適切に利用促進を図ります。

(6)移動支援事業

サービス	実績		見込			
	24年度	25年度	26年度 (計画値)	27年度	28年度	29年度
移動支援事業 (利用者数)	8人	8人	8人 (6人)	8人	9人	10人
移動支援事業 (延べ利用時間)	889.5 時間	954時間	921時間 (480 時間)	785時間	863時間	949時間

利用者数は横ばいですが、延べ利用時間は実利用者の利用時間の変動があるため減少を見込みました。社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出機会の確保のため、サービスの提供に努めます。

(7)地域活動支援センター

サービス	実績		見込			
	24年度	25年度	26年度 (計画値)	27年度	28年度	29年度
地域活動支援センター 設置数	2か所	2か所	2か所 (2か所)	2か所	2か所	2か所
地域活動支援センター 利用者数(人/月)	17人	15人	15人 (21人)	15人	15人	15人

地域活動支援センターについては、平成18年度から、熊谷市・深谷市と共同設置で、地域生活支援センター「向陽」に委託し実施しています。また、平成24年度に町内の精神障害者小規模作業所が地域活動支援センターに移行し、計2か所となりました。

(8)日常生活支援事業(任意事業)

サービス	実績		見込			
	24年度	25年度	26年度 (計画値)	27年度	28年度	29年度
訪問入浴サービス 利用者数(人)	2人	2人	2人 (3人)	2人	2人	3人
延べ利用回数(回/年)	100回	98回	105回 (156回)	105回	104回	156回
生活訓練等事業 利用者数(人)	5人	4人	4人 (一人)	4人	4人	5人
日中一時支援事業 利用者数(人)	2人	3人	3人 (8人)	3人	4人	4人

本町での訪問入浴サービスは、1回/週となっています。対象者が限られているため、利用者数は、現利用者数を基に見込むこととします。

生活訓練等事業、日中一時支援事業は安定的に推移しています。今後も、制度の周知を図り利用拡大に努めます。

(9)巡回支援専門員整備事業(任意事業)

サービス	実績		見込			
	24年度	25年度	26年度 (計画値)	27年度	28年度	29年度
配置保育所数	4か所	4か所	4か所 (一)	4か所	4か所	4か所
延べ訪問回数	8回	8回	8回 (一)	8回	8回	8回

発達障害等に関する知識を有する専門員が町内の保育所を巡回し、障害が気になる子の早期発見・早期対応のための支援を行う、巡回支援専門員整備事業が地域生活支援事業に加わりました。町立保育所4か所を年2回訪問しています。

(10)社会参加支援事業(任意事業)

サービス	実績		見込			
	24年度	25年度	26年度 (計画値)	27年度	28年度	29年度
自動車運転免許取得費補助金	1人	0人	1人 (2人)	1人	1人	2人
自動車改造費補助金	0人	0人	1人 (2人)	1人	1人	2人

計画値を下回っているため、今後も、制度の周知を図り適正な運用を図ります。

(11)就業・就労支援事業(任意事業)

サービス	実績		見込			
	24年度	25年度	26年度 (計画値)	27年度	28年度	29年度
更生訓練費	0人	0人	1人 (-1人)	1人	1人	2人
就職支度金	0人	0人	1人 (-1人)	1人	1人	2人
知的障害者職親委託事業	2人	1人	1人 (3人)	1人	1人	2人

計画値を下回っているため、今後も、制度の周知を図り利用の拡大に努めます。